

令和8年 第4回 飯塚市議会定例会 議案

議案番号	件 名	摘要	ページ
9 0	令和8年度 飯塚市一般会計補正予算(第2号)		
9 1	飯塚市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例		5
9 2	飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例		8
9 3	飯塚市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例		2 2
9 4	飯塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例		2 4
9 5	飯塚市穂波福祉総合センター条例の一部を改正する条例		5 3
9 6	飯塚市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例		5 9
9 7	飯塚市地方卸売市場条例の一部を改正する条例		6 1
9 8	飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例		6 8
9 9	契約の締結(競走場ロイヤルスタンド空調設備改修工事)		7 0
1 0 0	財産の取得(端末管理機能ライセンス)		7 9
1 0 1	訴えの提起(介護給付費返還請求事件)		8 0
1 0 2	指定管理者の指定(飯塚市文化会館)		8 2
1 0 3	市道路線の認定		8 8
1 0 4	人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること		
認定 第1号	令和7年度 飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定		9 2

議案番号	件 名	摘要	ページ
認定 第2号	令和7年度 飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定		9 3
認定 第3号	令和7年度 飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定		9 4
認定 第4号	令和7年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定		9 5
認定 第5号	令和7年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認定		9 6
認定 第6号	令和7年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定		9 7
認定 第7号	令和7年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定		9 8
認定 第8号	令和7年度 飯塚市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定		9 9
認定 第9号	令和7年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定		1 0 0
認定 第10号	令和7年度 飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定		1 0 1
認定 第11号	令和7年度 飯塚市水道事業会計決算の認定		1 0 2
認定 第12号	令和7年度 飯塚市工業用水道事業会計決算の認定		1 0 3
認定 第13号	令和7年度 飯塚市下水道事業会計決算の認定		1 0 4
認定 第14号	令和7年度 飯塚市立病院事業会計決算の認定		1 0 5
報告 第17号	専決処分の報告(物損事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)		1 0 6
報告 第18号	専決処分の報告(公用車による物損事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)		1 0 8
報告 第19号	専決処分の報告(市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)		1 1 0

[illegible]

飯塚市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例

飯塚市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年9月2日提出

飯塚市長 武 井 政 一

提案理由

教育を受ける機会の支援を拡充するため、本案を提出するものである。

飯塚市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例

飯塚市奨学資金貸付基金条例(平成18年飯塚市条例第62号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(奨学生の資格) 第5条 奨学資金の貸付けを受ける者(以下「奨学生」という。)は、次に掲げる要件を備えていなければならない。 (1) (略) (2) 高等学校、高等専門学校、専修学校、短期大学及び大学(以下「高等学校等」という。)に在学する者又は入学を予定する者であること。 (3)・(4) (略) (奨学資金の返還の免除) 第13条 奨学生又は奨学生であった者が、次に該当するときは、奨学資金の全部又は一部の返還を免除することができる。 (1)・(2) (略) (3) 卒業後に市内に居住するとき。 (4) <u>前号に規定する期間において、飯塚市中小企業振興基本条例(平成28年飯塚市条例第15号)第2条第1号の中小企業者若しくは飯塚市中小企業振興基本条例第2条第2号の小規模企業者が市内に有する事務所若しくは事業所に期間の定めのない労働契約に基づき就業しているとき又は独立して自ら市内で事</u>	(奨学生の資格) 第5条 奨学資金の貸付けを受ける者(以下「奨学生」という。)は、次に掲げる要件を備えていなければならない。 (1) (略) (2) 高等学校(<u>私立</u>)、高等専門学校、専修学校、短期大学及び大学(以下「高等学校等」という。)に在学する者又は入学を予定する者であること。 (3)・(4) (略) (奨学資金の返還の免除) 第13条 奨学生又は奨学生であった者が、次に該当するときは、奨学資金の全部又は一部の返還を免除することができる。 (1)・(2) (略) (3) 卒業後に市内に居住するとき。

業を営んでいるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、特別の事情があるとき。

別表(第6条、第11条関係)

区分	貸付月額	毎年度新規貸付 人員	返還期間
高等学校	15,000円	20人以内	7年6月
高等専門学校	15,000円		10年
専修学校	30,000円	25人以内	5年
短期大学(国・公立)	30,000円		5年
短期大学(私立)	45,000円		7年6月
大学(国・公立)	30,000円		10年
大学(私立)	45,000円		15年

(4) 前3号に掲げる場合のほか、特別の事情があるとき。

別表(第6条、第11条関係)

区分	貸付月額	毎年度新規貸付 人員	返還期間
高等学校(私立)	15,000円	10人以内	7年6月
高等専門学校	15,000円		10年
専修学校	30,000円	20人以内	5年
短期大学(国・公立)	30,000円		5年
短期大学(私立)	45,000円		7年6月
大学(国・公立)	30,000円		10年
大学(私立)	45,000円		15年

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の飯塚市奨学資金貸付基金条例第5条第2号、第13条第4号及び別表の規定は、令和9年度以後の奨学資金の貸付け(飯塚市奨学資金貸付基金条例(平成18年飯塚市条例第62号)第7条第2項の規定を適用し、令和8年度中に奨学資金の貸付けを受ける場合を含む。)について適用し、令和8年度までの奨学資金の貸付けについては、なお従前の例による。

飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を
改正する条例

飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年9月2日提出

飯塚市長 武 井 政 一

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)の改正に伴い、関係規定を整備するため、本案を提出するものである。

飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年飯塚市条例第31号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(保育所等との連携) 第7条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第1項、第8条の3第2項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。<u>以下この条において同じ。</u>)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項(<u>法第6条の3第10項第3号に掲げる事業(以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。)</u><u>を行う事業者(以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。)</u><u>にあっては、第1号及び第2号に掲げる事項</u>)に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。))又は認定こども園(同項に規定する	(保育所等との連携) 第7条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第1項、第8条の3第2項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。<u>第3号</u>において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。))又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。)(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

認定こども園をいう。以下同じ。)(以下「連携施設」という。)
を適切に確保しなければならない。

(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援(次項において「保育内容支援」という。)を実施すること。

(2) (略)

(3) 当該家庭的保育事業者等(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項において同じ。)により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業(法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。))の利用乳幼児にあつては、第44条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

(2) (略)

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第44条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第29条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。)であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

4 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

<u>ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> <u>イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> (2) <u>市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。</u> <u>5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。</u> (1) 家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 <u>小規模保育事業A型事業者等</u> (2) (略) <u>6 (略)</u> <u>7 前項(第2号に該当する場合に限る。)の場合において、家庭的保</u>	(2) <u>次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> <u>3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u> (1) <u>当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第29条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)</u> (2) (略) <u>4 (略)</u> <u>5 前項(第2号に該当する場合に限る。)の場合において、家庭的保</u>
---	---

育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) (略)

(虐待等の禁止)

第13条 (略)

(児童対象性暴力等の防止)

第13条の2 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) (略)

(虐待等の禁止)

第13条 (略)

(家庭的保育事業所等内部の規程)

第19条 家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(5) (略)

(6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員(満3歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満3歳以上の幼児の利用定員)

(7)～(11) (略)

(小規模保育事業の区分)

第29条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)及び小規模保育事業C型(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)とする。

(職員)

第31条 (略)

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人
(法第6条の3第10項第2号又は第3号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) (略)

(家庭的保育事業所等内部の規程)

第19条 家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(5) (略)

(6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員

(7)～(11) (略)

(小規模保育事業の区分)

第29条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする。

(職員)

第31条 (略)

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人
(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下「看護師等」という。)を1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。))若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。))を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士(福岡県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は福岡県の区域に係る地域限定保育士とし、附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。))による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(職員)

第33条 (略)

2 (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する看護師等を1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士(福岡県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は福岡県の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、

(職員)

第33条 (略)

2 (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。

当該小規模保育事業所B型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(利用定員)

第37条 小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項第1号の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。

(職員)

第46条 (略)

2 (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士(福岡県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は福岡県の区域に係る地域限定保育士とし、附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(利用定員)

第37条 小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。

(職員)

第46条 (略)

2 (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(職員)

第49条 (略)

2 (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士(福岡県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は福岡県の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、

(職員)

第49条 (略)

2 (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。

当該小規模型事業所内保育事業所の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(準用)

第50条 第26条から第28条まで及び第30条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第26条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第28条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者(第50条において準用する次条及び第28条において「小規模型事業所内保育事業者」という。)」と、第27条及び第28条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第30条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備(当該小規模型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号において同じ。)」とする。

附 則

(連携施設に関する経過措置)

第3条 家庭的保育事業者等(満3歳以上限定小規模保育事業者及び

(準用)

第50条 第26条から第28条まで及び第30条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第26条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第28条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者(第50条において準用する次条及び第28条において「小規模型事業所内保育事業者」という。)」と、第27条及び第28条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第30条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備(当該小規模型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号において同じ。)」と、同条第4号中「次号」とあるのは「第50条において準用する第30条第5号」とする。

附 則

(連携施設に関する経過措置)

第3条 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を

特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができる」と市が認める場合は、第7条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)

第6条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)が不足していることに鑑み、当分の間、第31条第2項各号又は第46条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第31条第2項又は第46条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。

第9条 前2条の規定を適用するときは、保育士(福岡県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は福岡県の区域に係る地域限定保育士とし、第31条第3項若しくは第4項若しくは第46条第3項

除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第7条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)

第6条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第31条第2項各号又は第46条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第31条第2項又は第46条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。

第9条 前2条の規定を適用するときは、保育士(法第18条の18第3項に規定する保育士登録を受けた者をいい、第31条第3項若しくは第46条第3項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を

若しくは第4項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、前2条の規定の適用がないものとした場合の第31条第2項又は第46条第2項により算定される保育士の数の3分の2以上、置かなければならない。

除く。)を、保育士の数(前2条の規定の適用がないとした場合の第31条第2項又は第46条第2項により算定されるものをいう。)の3分の2以上、置かなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第13条の次に1条を加える改正規定は令和8年12月25日から施行する。

(児童福祉法等の一部を改正する法律附則第3条第4項の条例で定める日)

- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号)附則第3条第4項の条例で定める日は、この条例の公布の日とする。

飯塚市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部
を改正する条例

飯塚市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する
条例を次のように定める。

令和8年9月2日提出

飯塚市長 武 井 政 一

提案理由

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準(令和7年内閣府令第1号)の改正
に伴い、関係規定を整備するため、本案を提出するものである。

飯塚市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例(令和7年飯塚市条例第31号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<u>(児童対象性暴力等の防止)</u> <u>第14条の2 乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第4項において</u> <u>準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力</u> <u>等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴</u> <u>力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第</u> <u>2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条におい</u> <u>て同じ。)</u>を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利 <u>用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(利用乳</u> <u>幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖</u> <u>性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。)</u>に係 <u>る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をい</u> <u>う。)</u>その他の必要な措置を講じなければならない。	

附 則

この条例は、令和8年12月25日から施行する。

飯塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年9月2日提出

飯塚市長 武 井 政 一

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)の改正に伴い、関係規定を整備するため、本案を提出するものである。

飯塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例(平成26年飯塚市条例第30号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
目次 第1章・第2章 (略) 第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準 第1節・第2節 第3節 特例地域型保育給付費に関する基準(<u>第52条—第53条</u>) 附則 (正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第7条 (略) 2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>教育認定子ども</u>の総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法(第4項において	目次 第1章・第2章 (略) 第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準 第1節・第2節 第3節 特例地域型保育給付費に関する基準(<u>第52条・第53条</u>) 附則 (正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第7条 (略) 2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>の総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本

「選考方法」という。)により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。)の総数が、当該特定教育・保育施設の同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 前2項の特定教育・保育施設は、選考方法又は前項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

5 (略)

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第8条 (略)

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この

方針等に基づく選考その他公正な方法(第4項において「選考方法」という。)により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 前2項の特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

5 (略)

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第8条 (略)

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この

項において同じ。)は、保育認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第41条第2項において同じ。)の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(教育・保育給付認定の申請に係る援助)

第10条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに教育・保育給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 (略)

(特定教育・保育の提供の記録)

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第14条 (略)

2・3 (略)

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げ

項において同じ。)は、法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第41条第2項において同じ。)の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(教育・保育給付認定の申請に係る援助)

第10条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 (略)

(教育・保育の提供の記録)

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第14条 (略)

2・3 (略)

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げ

る費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)・(2) (略)

(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子ども(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下この号及び第53条第3項において「施行令」という。)第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。)のうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 教育認定子ども 77,101円

(イ) 満3歳以上保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子ども(施行令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。以下同じ。))を除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(施行令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円)

る費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)・(2) (略)

(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子ども(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下この号及び第53条第3項において「施行令」という。)第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。)のうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(イ) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子ども(施行令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。以下同じ。))を除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(施行令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円)

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) 教育認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

(イ) 満3歳以上保育認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

ウ (略)

(4)・(5) (略)

5・6 (略)

(運営規程)

第21条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

(イ) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

ウ (略)

(4)・(5) (略)

5・6 (略)

(運営規程)

第21条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての

重要事項に関する規程(第24条において「運営規程」という。)
を定めておかなければならない。

(1)～(6) (略)

(7) 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び
利用に当たっての留意事項(第7条第2項に規定する選考方法及
び同条第3項に規定する選考の方法を含む。)

(8)～(11) (略)

(虐待等の禁止)

第26条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子ども
に対し、児童福祉法第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども
園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法
第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である
特定教育・保育施設の職員にあつては、同法第28条第2項におい
て準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)に掲げる行為そ
の他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える
行為をしてはならない。

(特別利用保育の基準)

第36条 特定教育・保育施設(保育所に限る。この条において同じ。)
が教育認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第
34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

重要事項に関する規程(第24条において「運営規程」という。)
を定めておかなければならない。

(1)～(6) (略)

(7) 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び
利用に当たっての留意事項(第7条第2項及び第3項に規定する
選考方法を含む。)

(8)～(11) (略)

(虐待等の禁止)

第26条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子ども
に対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当
該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為を
してはならない。

(特別利用保育の基準)

第36条 特定教育・保育施設(保育所に限る。この条において同じ。)
が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・
保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る教育認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第5条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第7条第3項及び第8条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第7条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第2号」と、第14条第2項中「法第27条第3

第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第5条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第7条第3項及び第8条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第7条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・

項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。

(特別利用教育の基準)

第37条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が満3歳以上保育認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る満3歳以上保育認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している教育認定子どもの総数が、第5条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

保育給付認定子ども」と、第14条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。

(特別利用教育の基準)

第37条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。次項において同じ。)が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第5条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第7条第3項及び第8条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第7条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第14条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第7条第3項及び第8条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第7条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第14条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」

(利用定員)

第38条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。第43条第3項において同じ。))及び小規模保育事業B型(同令第27条に規定する小規模保育事業B型をいう。同項において同じ。))にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。))にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。

2 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。))を除く。)は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

(利用定員)

第38条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。第43条第3項第1号において同じ。))及び小規模保育事業B型(同令第27条に規定する小規模保育事業B型をいう。同号において同じ。))にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。))にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。))ごとに、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあつては、飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年飯塚市条例第31号)第44条の規定を

踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等(児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。)に係るものにあつては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

(1) 家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業 法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

(2) 事業所内保育事業 法第43条第3項に規定する労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

3 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。)は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法

第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第40条 (略)

2 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。)は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章(第44条第1項を除く。)において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。)は、利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づ

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第40条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

き、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 前2項の特定地域型保育事業者は、前2項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

5 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第41条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

3 前項の特定地域型保育事業者は、前項の選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満3歳未満保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第41条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

第42条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第43条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援(次項において「保育内容支援」という。)を実施すること。

(2) (略)

(3) 当該特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項、第7項、第11項及び第12項において同じ。)により特定地域型保育(満3歳以上限定小規模保育を除く。第6

第42条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、満3歳未満保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第43条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

(2) (略)

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第38条第2項に規

項、第7項及び第12項において同じ。)の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第38条第2項に規定するその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに限る。第6項第1号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。)であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

4 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようするための措置が講じられていること。

(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項

2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合にあつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれ役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲

に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

- (1) 特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

(2) (略)

6 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 市長が、児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要

な場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

- (1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)

(2) (略)

4 市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき

(2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき(前号に該当する場合を除く。)

7 前項(第2号に係る部分に限る。)の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) (略)

8 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。)は、第1項各号列記以外の部分の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。

9 居宅訪問型保育事業を行う者は、飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第39条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、第1項各号列記以外の部分の規定にかかわらず、当該乳幼児の障がい、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あら

5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) (略)

6 居宅訪問型保育事業を行う者は、飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第39条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、第1項の規定にかかわらず、当該乳幼児の障がい、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障

かじめ、連携する障がい児入所施設(児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。)その他の市の指定する施設(以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

10 事業所内保育事業(第38条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う者については、第1項各号列記以外の部分の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

11 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの(附則第5条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、第1項各号列記以外の部分の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

12 (略)

(利用者負担額等の受領)

第44条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。)の支

がい児入所施設(児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。)その他の市の指定する施設(以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

7 事業所内保育事業(第38条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う者については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、第1項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの(附則第5条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

9 (略)

(利用者負担額等の受領)

第44条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。)の支払を受けるものとする。

払を受けるものとする。

2～6 （略）

（運営規程）

第47条 特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第51条において準用する第24条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(6) （略）

(7) 特定地域型保育事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（第40条第2項及び第3項に規定する選考の方法を含む。）

(8)～(11) （略）

（勤務体制の確保等）

第48条 特定地域型保育事業者は、保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りで

2～6 （略）

（運営規程）

第47条 特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第51条において準用する第24条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(6) （略）

(7) 特定地域型保育事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（第40条第2項に規定する選考方法を含む。）

(8)～(11) （略）

（勤務体制の確保等）

第48条 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、

ない。

3 (略)

(記録の整備)

第50条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)～(5) (略)

(準用)

第51条 第9条から第15条まで(第11条及び第14条を除く。)、第18条から第20条まで及び第24条から第34条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第12条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(教育認定子どもを除く。以下この節において同じ。))について」と、第15条第1項中「施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費(法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第20条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育

この限りでない。

3 (略)

(記録の整備)

第50条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)～(5) (略)

(準用)

第51条 第9条から第15条まで(第11条及び第14条を除く。)、第18条から第20条まで及び第24条から第34条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第12条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。))について」と、第13条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第15条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費(法第29条第1項の地域型保

提供証明書」と、第20条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第26条中「各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)」とあるのは「各号」と読み替えるものとする。

(特別利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。)が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(第53条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。)の総数が、第38条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

育給付費をいう。以下この項及び第20条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第20条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。

(特別利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第38条第2項の規定

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項及び第53条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第38条第3項、第40条第3項及び第41条第2項を除き、前条において準用する第9条から第15条まで(第11条及び第14条を除く。)、第18条から第20条まで及び第24条から第34条までを含む。第53条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第40条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章(第44条第1項を除く。)において同じ。)」とあるのは「教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除き、第53条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「同条第3号に掲げる小学校就学前子ども」と、「教育・保育給付認

により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第41条第2項を除き、前条において準用する第9条から第15条まで(第11条及び第14条を除く。)、第18条から第20条まで及び第24条から第34条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第40条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「同号又は同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第53条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「同条第3号に掲げる小学校就学前子ども」と、「教育・保育給付認定に基づき、保

定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第44条第1項中「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

第52条の2 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。)が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第44条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第38条第3項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第38条第2項、第40条第2項及び第41条第2項を除き、第51条において準用する第9条から第15条まで(第11条及び第14条を除く。)、第18条から第20条まで及び第24条から第34条までを含む。)の規定を適用する。この場合において、第40条第3項中「第20条第2号」とあるのは「第20条第1号」と、「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「法第19条第2号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等

に基づく選考その他公正な方法により」と、第44条第1項中「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第14条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

(特定利用地域型保育の基準)

第53条 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。)が満3歳以上保育認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る満3歳以

(特定利用地域型保育の基準)

第53条 特定地域型保育事業者が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19

上保育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(第52条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもを含む。)の総数が、第38条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、前節の規定を適用する。この場合において、第44条第1項中「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。)に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、「法第29条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の市町村が定める額」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準に

条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第38条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、前節の規定を適用する。この場合において、第44条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。)に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、「法第29条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の市町村が定める額」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した

より算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども(<u>特定満3歳以上保育認定子どもを除く。</u>))に係る第14条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする。	費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども(<u>施行令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。</u>))に係る第14条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする。
--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(児童福祉法等の一部を改正する法律附則第6条第3項の条例で定める日)

- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号)附則第6条第3項の条例で定める日は、この条例の公布の日とする。

飯塚市穂波福祉総合センター条例の一部を改正する条例

飯塚市穂波福祉総合センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年9月2日提出

飯塚市長 武 井 政 一

提案理由

飯塚市穂波福祉総合センターの大規模改修に伴い、当該工事期間中に市長による施設維持管理を行う必要があるため、市長又は指定管理者のいずれによっても管理することができるよう、本案を提出するものである。

飯塚市穂波福祉総合センター条例の一部を改正する条例

飯塚市穂波福祉総合センター条例(平成18年飯塚市条例第153号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(指定管理者による管理) 第3条 <u>市長は、飯塚市穂波福祉総合センター(以下「センター」という。)の管理を指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせることができる。</u> 2 (略) 3 <u>第1項の規定により、センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、次条第2項、第6条、第7条、第9条、第10条第1項、第12条第1項及び第13条中「市長」とあるのは、「指定管理者」と、次条第1項及び第5条第1項中「市長が特に必要があると認めるときは」とあるのは、「指定管理者が特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て」と読み替えるものとする。</u> (休館日) 第4条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、<u>市長が特に必要があると認めるときは</u>、これを変更し、又は臨時に休館することができる。 (1)・(2) (略)	(指定管理者による管理) 第3条 飯塚市穂波福祉総合センター(以下「センター」という。)の管理は、<u>指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。</u> 2 (略) (休館日) 第4条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、<u>指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て</u>、これを変更し、又は臨時に休館することができる。 (1)・(2) (略)

2 前項ただし書の場合において、市長は、施設の見やすい場所に
変更した休館日又は臨時の休館日を掲示しなければならない。

(利用時間)

第5条 センターの利用時間は、次のとおりとする。ただし、市長
が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(1)～(3) 略

2 前条第2項の規定は、前項ただし書の規定に準用する。この場合
において、同条第2項中「休館日又は臨時の休館日」とあるのは
「利用時間」と読み替えるものとする。

(利用の許可)

第6条 施設を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受
けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするとき
も、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要があると
認めるときは、条件を付することができる。

(利用許可の制限)

第7条 市長は、施設を利用しようとする者が、次の各号のいづれ
かに該当すると認めるときは、その利用を許可しない。

2 前項ただし書の場合において、指定管理者は、施設の見やすい
場所に変更した休館日又は臨時の休館日を掲示しなければならない。

(利用時間)

第5条 センターの利用時間は、次のとおりとする。ただし、指定
管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、これを変更することが
できる。

(1)～(3) 略

2 前条第2項の規定は、前項ただし書の規定に準用する。

(利用の許可)

第6条 施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許
可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとし
るときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、管理上必要が
あると認めるときは、条件を付することができる。

(利用許可の制限)

第7条 指定管理者は、施設を利用しようとする者が、次の各号の
いづれかに該当すると認めるときは、その利用を許可しない。

(1)～(4) (略)

(入場の制限)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める者に対し、センターへの入場を拒み、又は退場を命ずることができる。

(1)～(4) (略)

(利用許可の取消し等)

第10条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の許可を取り消し、若しくは利用を停止し、又は利用の条件を変更することができる。

(1)～(5) (略)

2 前項の措置によって利用者が損害を受けても、市(指定管理者に管理を行わせる場合にあっては市及び指定管理者。)は、その責めを負わない。ただし、同項第4号及び第5号の場合は、この限りでない。

(使用料)

第11条 利用者は、別表に定める使用料(指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、別表に定める額の範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て定める利用料金。以下同じ。)を市長又は指定管理者に支払わなければならない。

(1)～(4) (略)

(入場の制限)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認める者に対し、センターへの入場を拒み、又は退場を命ずることができる。

(1)～(4) (略)

(利用許可の取消し等)

第10条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の許可を取り消し、若しくは利用を停止し、又は利用の条件を変更することができる。

(1)～(5) (略)

2 前項の措置によって利用者が損害を受けても、市及び指定管理者は、その責めを負わない。ただし、同項第4号及び第5号の場合は、この限りでない。

(利用料金)

第11条 利用者は、指定管理者に、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 使用料は、前納とする。

3 (略)

(使用料の減免等)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、使用料を減免し、又はその徴収を延期し、若しくは猶予することができる。

2 利用料金における前項の規定の適用については、市長が、あらかじめその基準を定めるものとする。

(使用料の不還付)

第13条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

別表(第11条関係)

センター施設等使用料

利用区分	料金	回数券(12枚)	備考
(略)	(略)	(略)	(略)

備考

1 使用料は、消費税及び地方消費税を含む。

2・3 (略)

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 利用料金は、前納とする。

4 (略)

(利用料金の減免等)

第12条 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を減免し、又はその徴収を延期し、若しくは猶予することができる。

(利用料金の不還付)

第13条 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

別表(第11条関係)

センター施設等利用料金の金額の範囲

利用区分	料金	回数券(12枚)	備考
(略)	(略)	(略)	(略)

備考

1 利用料金は、消費税及び地方消費税を含む。

2・3 (略)

4 <u>使用料</u> には、照明料及び光熱水費を含む。	4 <u>利用料金</u> には、照明料及び光熱水費を含む。
5 会議室及びその他の施設の利用者が市外居住者の場合は、 <u>使用料</u> 及び冷暖房料を10割増しとする。	5 会議室及びその他の施設の利用者が市外居住者の場合は、 <u>利用料金</u> 及び冷暖房料を10割増しとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際指定管理者がした利用の許可その他の行為で現にその効力を有するもの又は指定管理者に対してされている申請その他の行為は、この条例の施行日以後に市長が管理する場合においては、市長がした利用の許可その他の行為又は市長に対してされた申請その他の行為とみなす。
- 3 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の飯塚市穂波福祉総合センター条例の規定により指定管理者が発行した回数券については、この条例による改正後の飯塚市穂波福祉総合センター条例の規定により市長が発行した回数券とみなす。

飯塚市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

飯塚市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年9月2日提出

飯塚市長 武 井 政 一

提案理由

地方自治法施行規則の一部を改正する省令(令和8年総務省令第86号)の公布に伴い、関係規定を整備するため、本案を提出するものである。

飯塚市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

飯塚市認可地縁団体印鑑条例(平成18年飯塚市条例第165号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(印鑑の登録) 第4条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)<u>第18条の3第1項</u>の規定に基づき作成された台帳(以下「地縁団体登録台帳」という。)の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録原票の記載事項及び印影又は印鑑登録証明書と照合するほか、登録申請書に記載されている事項等について審査し、適正であると認めるときは、登録するものとする。 (代理人による申請等) 第10条 地方自治法施行規則<u>第18条の3第1項第7号</u>に規定する代理人を置いている団体にあつては、委任状により当該代理人による申請又は届出をすることができる。 2 (略)	(印鑑の登録) 第4条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)<u>第21条第2項</u>の規定に基づき作成された台帳(以下「地縁団体登録台帳」という。)の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録原票の記載事項及び印影又は印鑑登録証明書と照合するほか、登録申請書に記載されている事項等について審査し、適正であると認めるときは、登録するものとする。 (代理人による申請等) 第10条 地方自治法施行規則<u>第19条第1項第1号ト</u>に規定する代理人を置いている団体にあつては、委任状により当該代理人による申請又は届出をすることができる。 2 (略)

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

飯塚市地方卸売市場条例の一部を改正する条例

飯塚市地方卸売市場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年9月2日提出

飯塚市長 武 井 政 一

提案理由

飯塚市地方卸売市場花き部を廃止することに伴い、関係規定を整備するため、本案を提出するものである。

飯塚市地方卸売市場条例の一部を改正する条例

飯塚市地方卸売市場条例(平成18年飯塚市条例第185号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(取扱品目) 第3条 市場で取り扱う生鮮食料品等の取扱品目は、<u>野菜、果実及びこれらの加工品並びに鳥卵</u>とする。 2 市長は、<u>前項</u>の取扱品目に食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律(平成3年法律第59号。以下「食品等持続的供給法」という。)第42条第1項に規定する指定飲食料品等が含まれるときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、当該指定飲食料品等を公表するものとする。ただし、市場において取扱予定がないものを除く。 (開場の時間) 第5条 開場の時間は、午前0時から午後12時までとする。ただし、	(取扱品目) 第3条 市場で取り扱う生鮮食料品等の<u>部類及び</u>取扱品目は、<u>次のとおり</u>とする。 (1) <u>青果部</u> <u>野菜、果実及びこれらの加工品並びに鳥卵</u> (2) <u>花き部</u> <u>切花、花木、種苗及びこれらの加工品、その他の関連商品</u> 2 <u>前項に規定する取扱品目の属する部類について疑義があるときは、市長がこれを定める。</u> 3 市長は、<u>第1項</u>の取扱品目に食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律(平成3年法律第59号。以下「食品等持続的供給法」という。)第42条第1項に規定する指定飲食料品等が含まれるときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、当該指定飲食料品等を公表するものとする。ただし、市場において取扱予定がないものを除く。 (開場の時間) 第5条 開場の時間は、<u>各部とも</u>午前0時から午後12時までとする。

市長は、市場業務の円滑な運営を確保するために必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。

2 (略)

(卸売業者の数)

第7条 卸売業者の数は、1とする。

(卸売業務の許可)

第8条 市場において卸売の業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2・3 (略)

(せり人の登録)

第16条 (略)

2 卸売業者は、前項の登録を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した登録申請書にせり人の履歴書、市町村長が発行する身元証明書その他の必要書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

3～5 (略)

ただし、市長は、市場業務の円滑な運営を確保するために必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。

2 (略)

(卸売業者の数)

第7条 卸売業者の数は、次のとおりとする。

(1) 青果部 1

(2) 花き部 1

(卸売業務の許可)

第8条 市場において卸売の業務を行おうとする者は、取扱品目の部類ごとに、市長の許可を受けなければならない。

2・3 (略)

(せり人の登録)

第16条 (略)

2 卸売業者は、前項の登録を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した登録申請書にせり人の履歴書、市町村長が発行する身元証明書その他の必要書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) せり人がせりを行う取扱品目の部類

3～5 (略)

(買受人の承認)

第20条 買受人になろうとする者は、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする者は、氏名、商号、住所、生年月日及び取引契約を結んだ卸売業者を明記した申請書に、次に掲げる書類を添付し、卸売業者を経由して市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 買受契約をした卸売業者から卸売を受ける生鮮食料品等の年間見込金額

(4)～(6) (略)

3 (略)

(買受代理人の承認)

第23条 (略)

2 前項の承認を受けようとする買受人は、当該買受代理人の氏名、住所、生年月日、買受人本人との関係及び代理権の範囲を明記した申請書に当該買受代理人の市町村長が発行する身元証明書を添付し、卸売業者を経由して市長に提出しなければならない。

3・4(略)

(買受人の承認)

第20条 買受人になろうとする者は、取扱品目の部類ごとに市長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする者は、氏名、商号、住所、生年月日及び取引契約を結んだ卸売業者並びにその取扱品目の部類を明記した申請書に、次に掲げる書類を添付し、卸売業者を経由して市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 買受契約をした卸売業者から卸売を受ける生鮮食料品等の部類別年間見込金額

(4)～(6) (略)

3 (略)

(買受代理人の承認)

第23条 (略)

2 前項の承認を受けようとする買受人は、取扱品目の部類ごとに、当該買受代理人の氏名、住所、生年月日、買受人本人との関係及び代理権の範囲を明記した申請書に当該買受代理人の市町村長が発行する身元証明書を添付し、卸売業者を経由して市長に提出しなければならない。

3・4(略)

(差別的取扱いの禁止)

第37条 (略)

- 2 卸売業者は、その許可に係る取扱品目に属する物品について、市場における卸売のための販売の委託の申込みがあった場合には、その申込みが受託契約約款によらないことその他の正当な理由がなければその引受けを拒んではならない。

(開設者による卸売予定数量等の公表)

第51条 (略)

- 2 市長は、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

(1) 第3条第2項により公表された指定飲食料品等に係る食品等
持続的供給法第42条第1項第1号に規定する指標

(2) (略)

別表第1(第32条関係)

種類	品目
(略)	(略)
果実	近郊産地の個選品目

別表第2(第32条関係)

種類	品目
----	----

(差別的取扱いの禁止)

第37条 (略)

- 2 卸売業者は、その許可に係る取扱品目の部類に属する物品について、市場における卸売のための販売の委託の申込みがあった場合には、その申込みが受託契約約款によらないことその他の正当な理由がなければその引受けを拒んではならない。

(開設者による卸売予定数量等の公表)

第51条 (略)

- 2 市長は、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

(1) 第3条第3項により公表された指定飲食料品等に係る食品等
持続的供給法第42条第1項第1号に規定する指標

(2) (略)

別表第1(第32条関係)

種類	品目
(略)	(略)
果実	近郊産地の個選品目
花き	別表第2に規定する品目以外の品目

別表第2(第32条関係)

種類	品目
----	----

(略)	(略)
果実	別表第1に規定する品目以外の品目

別表第3(第54条関係)

種別	面積	金額
(略)		(略)
卸売業者青果棟使用料	11,007.31m ²	1月につき 2,217,710円
卸売業者青果棟別棟使用料	969.76m ²	1月につき 543,070円
卸売業者管理棟使用料	724.96m ²	1月につき 311,520円
(略)	(略)	(略)
買受人事務所使用料	267.23m ²	1月につき 112,640円
附属営業人施設使用料A	48.52m ²	1月につき 18,810円
附属営業人施設使用料B	46.67m ²	1月につき 18,150円

(略)	(略)
果実	別表第1に規定する品目以外の品目
花き	種苗類、鉢植え物及び枝物並びにその他関連商品

別表第3(第54条関係)

種別	面積	金額
青果部(略)		(略)
卸売業者青果棟使用料	11,007.31m ²	1月につき 2,217,710円
卸売業者管理棟使用料	724.96m ²	1月につき 311,520円
(略)	(略)	(略)
買受人事務所使用料	267.23m ²	1月につき 112,640円
花き部	卸売業者市場使用料	卸売金額(消費税額を含まない。)の1,000分の2に100分の110を乗じて得た額
卸売業者花き棟使用料	771.55m ²	1月につき 430,870円
卸売業者管理棟使用料	177.83m ²	1月につき 101,200円
買受人事務所使用料	20.38m ²	1月につき 11,000円
附属営業施設使用料A	48.52m ²	1月につき 18,810円
附属営業施設使用料B	46.67m ²	1月につき 18,150円

附属営業人施設使用料C	77.70m ²	1月につき 30,140円	人	施設使用料C	77.70m ²	1月につき 30,140円
附属営業人施設使用料D	72.15m ²	1月につき 28,050円		施設使用料D	72.15m ²	1月につき 28,050円
附属営業人施設使用料E	38.52m ²	1月につき 14,960円		施設使用料E	38.52m ²	1月につき 14,960円
調理室使用料	120.99m ²	1室1時間につき 640円		調理室使用料	120.99m ²	1室1時間につき 640円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、福岡県知事による変更認定を受けた日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に改正前の飯塚市地方卸売市場条例の規定によりなされた許可、登録、承認その他の処分又は申請その他の手続若しくは行為で改正後の飯塚市地方卸売市場条例に相当の規定があるものは、改正後の飯塚市地方卸売市場条例の相当の規定によりなされた許可、登録、承認その他の処分又は申請その他の手続若しくは行為とみなす。

飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年9月2日提出

飯塚市長 武 井 政 一

提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令(昭和31年政令第335号)の一部改正に伴い、関係規定を整備するため、本案を提出するものである。

飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

飯塚市消防団員等公務災害補償条例(平成18年飯塚市条例第220号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(葬祭補償) 第18条 消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として<u>33万円</u>に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。	(葬祭補償) 第18条 消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として<u>31万5,000円</u>に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の飯塚市消防団員等公務災害補償条例(以下「新条例」という。)第18条の規定は、令和8年4月1日(以下「適用日」という。)以後に支給すべき事由の生じた飯塚市消防団員等公務災害補償条例第4条第7号に規定する葬祭補償(以下「葬祭補償」という。)について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- 3 適用日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、この条例による改正前の飯塚市消防団員等公務災害補償条例(以下「旧条例」という。)第18条の規定による金額により支給されたもの又は旧条例附則第6条の規定による金額により支給されたもの(その額が66万円未満であるものに限る。)の支払は、新条例第18条の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。

契約の締結(競走場ロイヤルスタンド空調設備改修工事)

競走場ロイヤルスタンド空調設備改修工事について、次のように工事請負契約を締結するものとする。

令和8年9月2日提出

飯塚市長 武 井 政 一

- 1 工事名 競走場ロイヤルスタンド空調設備改修工事
- 2 工事場所 飯塚市 鯉田 地内
- 3 契約金額 214,847,600円
- 4 受注者 福岡県飯塚市花瀬139番地4
オガワ設備工業株式会社
代表取締役 竹内 武志
- 5 契約の方法 指名競争入札

提案理由

工事請負契約を締結するにあたり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び飯塚市議会の議決に付すべき契約に関する条例(平成18年飯塚市条例第56号)第2条の規定に基づき、本案を提出するものである。

工 事 請 負 議 案 資 料

入 札 概 要

工 事 名	競走場ロイヤルスタンド空調設備改修工事
工 期	本契約として認められた日から令和9年10月29日まで
予 定 価 格 (A)	233,530,000 円 (うち消費税 21,230,000 円) (212,300,000 円 税抜)
最 低 制 限 価 格	214,847,600 円 (うち消費税 19,531,600 円) (195,316,000 円 税抜)
落 札 額 (B)	214,847,600 円 (うち消費税 19,531,600 円) (195,316,000 円 税抜)
落 札 率 (B / A) (少数点第3位以下切捨)	92.00 %
落 札 者 名	オガワ設備工業株式会社
入 札 日	令和8年6月16日

入札参加業者名(指名競争入札)

株式会社豊熱	オガワ設備工業株式会社	内山空調株式会社
--------	-------------	----------

* 地方自治法施行令第167条の9によるくじ引きの結果 (3者中3者)

工 事 請 負 議 案 資 料

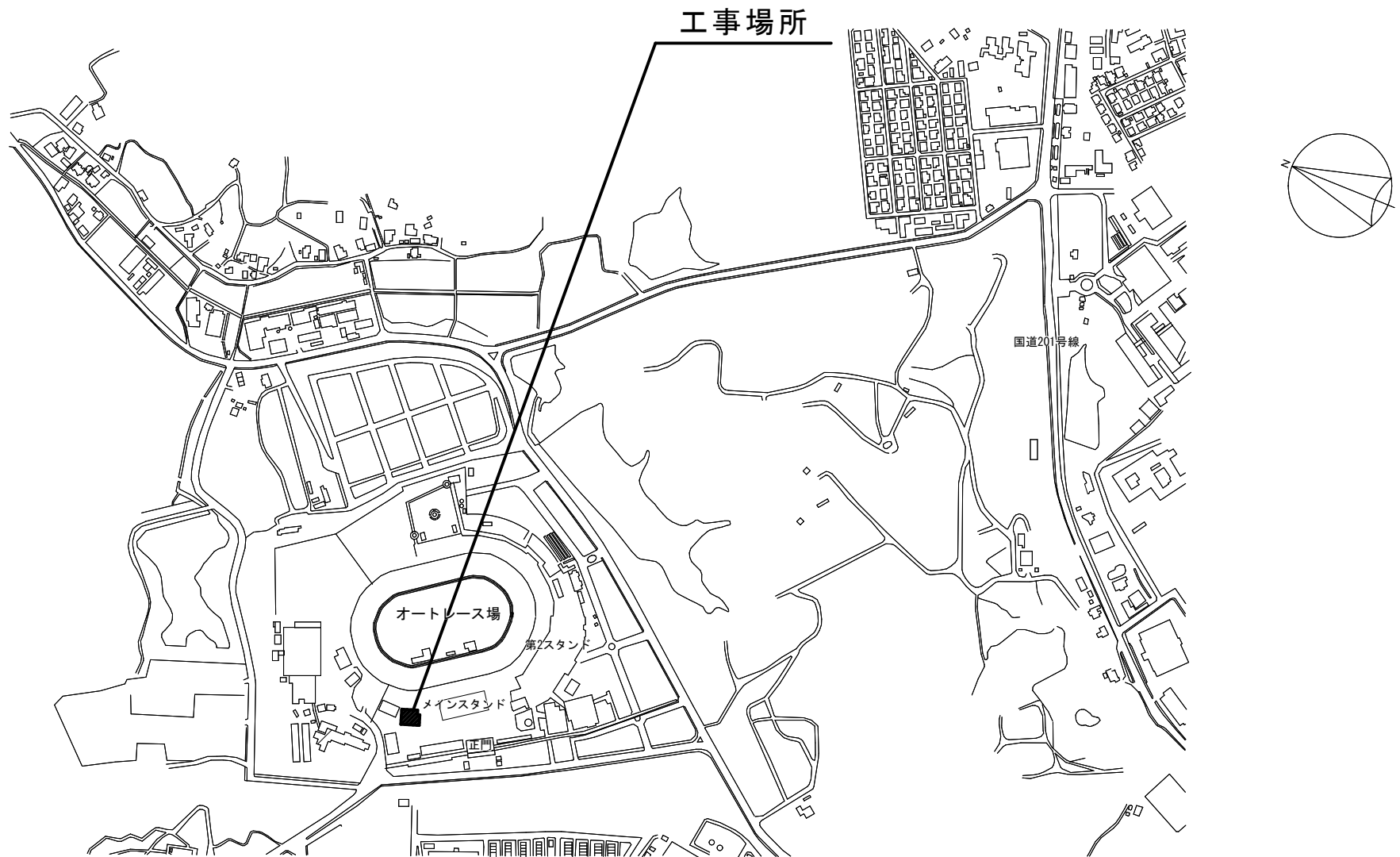
工 事 名 競走場ロイヤルスタンド空調設備改修工事

工 期 本契約として認められた日から令和 9 年 10 月 29 日まで

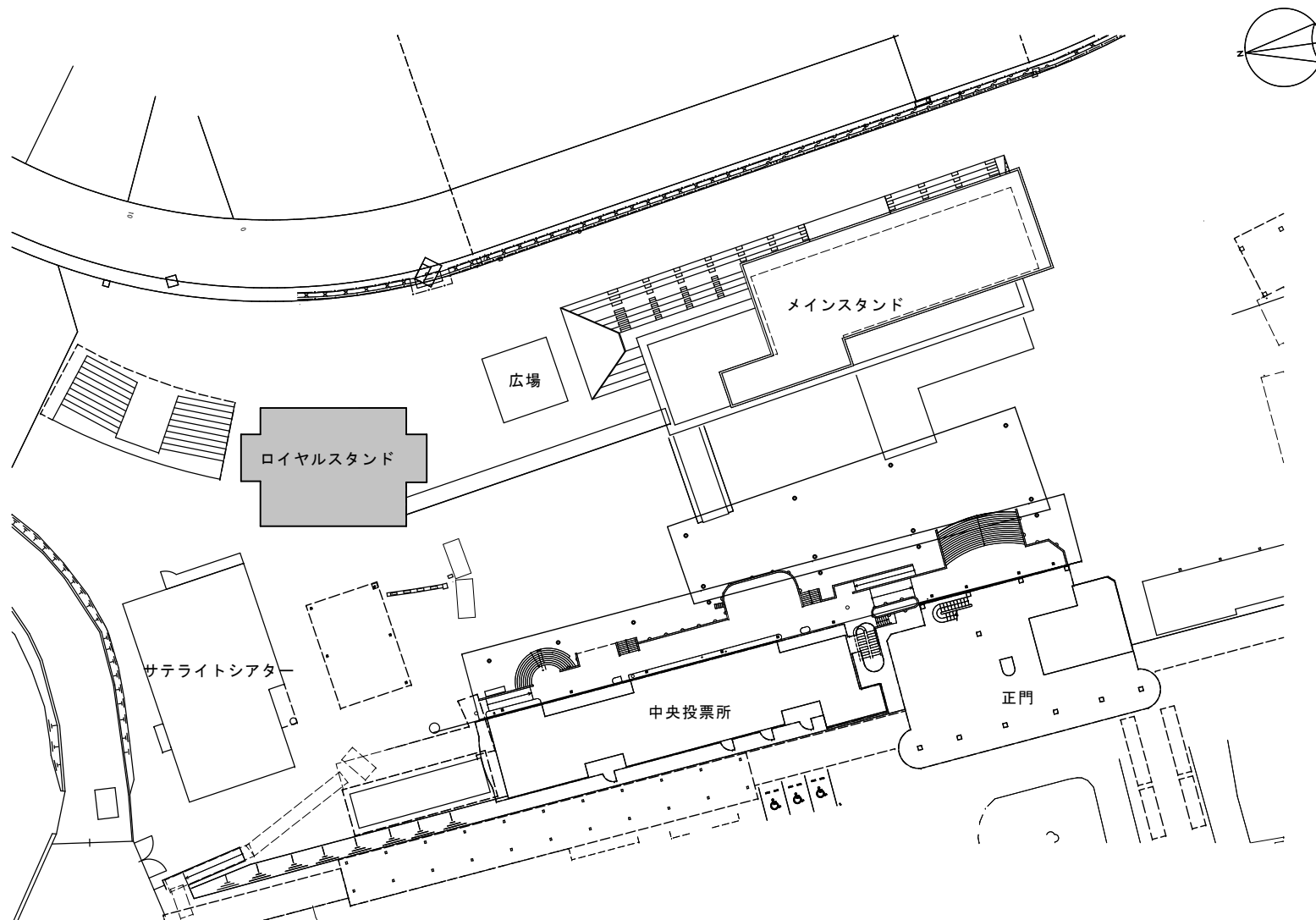
工 事 概 要

- | | | |
|---------------|-------|----|
| ・ 空気調和機器設備工事 | ・ ・ ・ | 一式 |
| ・ 空気調和配管設備工事 | ・ ・ ・ | 一式 |
| ・ 空気調和ダクト設備工事 | ・ ・ ・ | 一式 |
| ・ 換気機器設備工事 | ・ ・ ・ | 一式 |
| ・ 換気ダクト設備工事 | ・ ・ ・ | 一式 |
| ・ 撤去工事 | ・ ・ ・ | 一式 |
| ・ 空調設備取合工事 | ・ ・ ・ | 一式 |
| ・ 電気設備工事 | ・ ・ ・ | 一式 |

上記に伴う空調設備工事一式



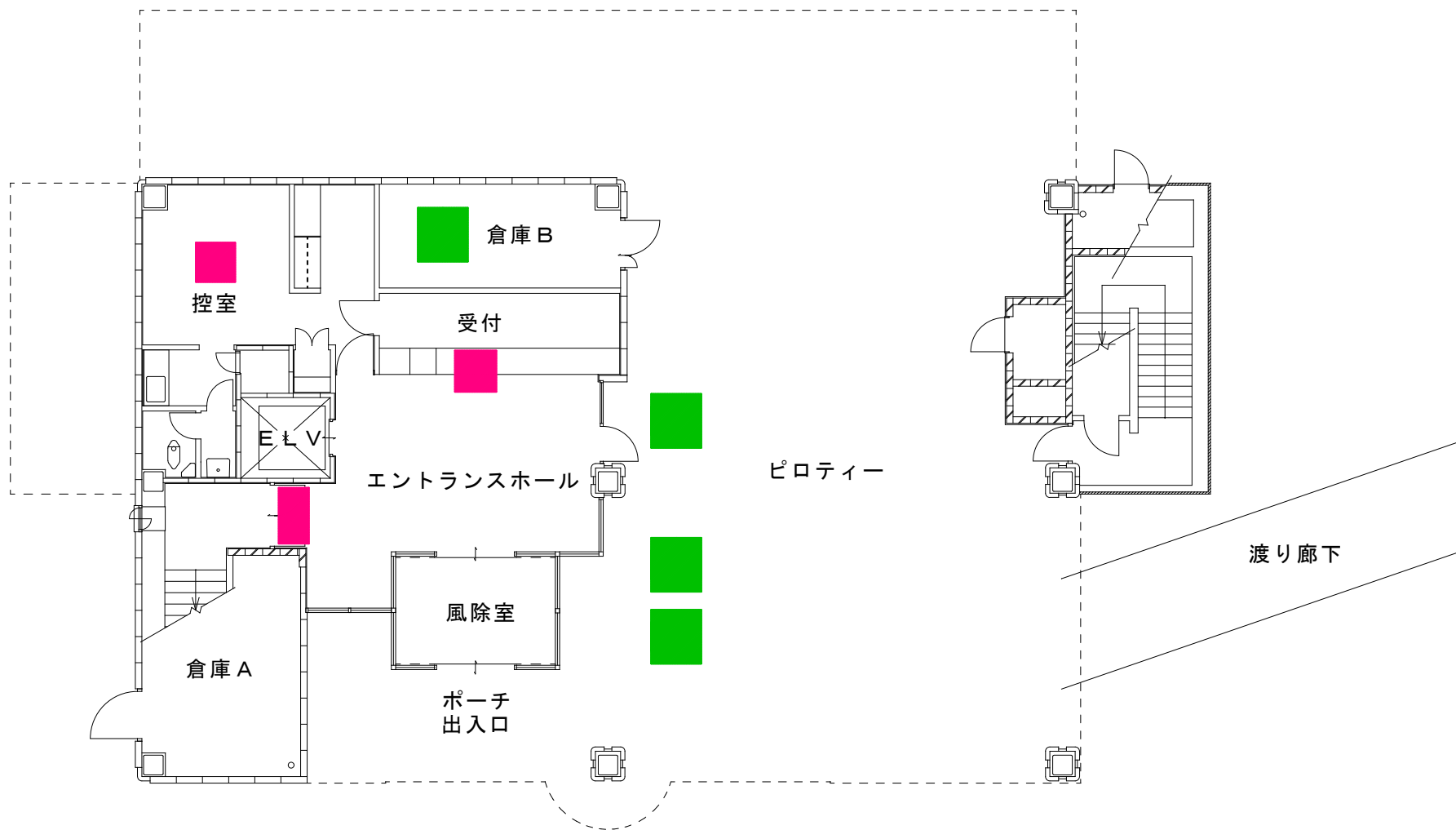
付近見取図
競走場ロイヤルスタンド空調設備改修工事

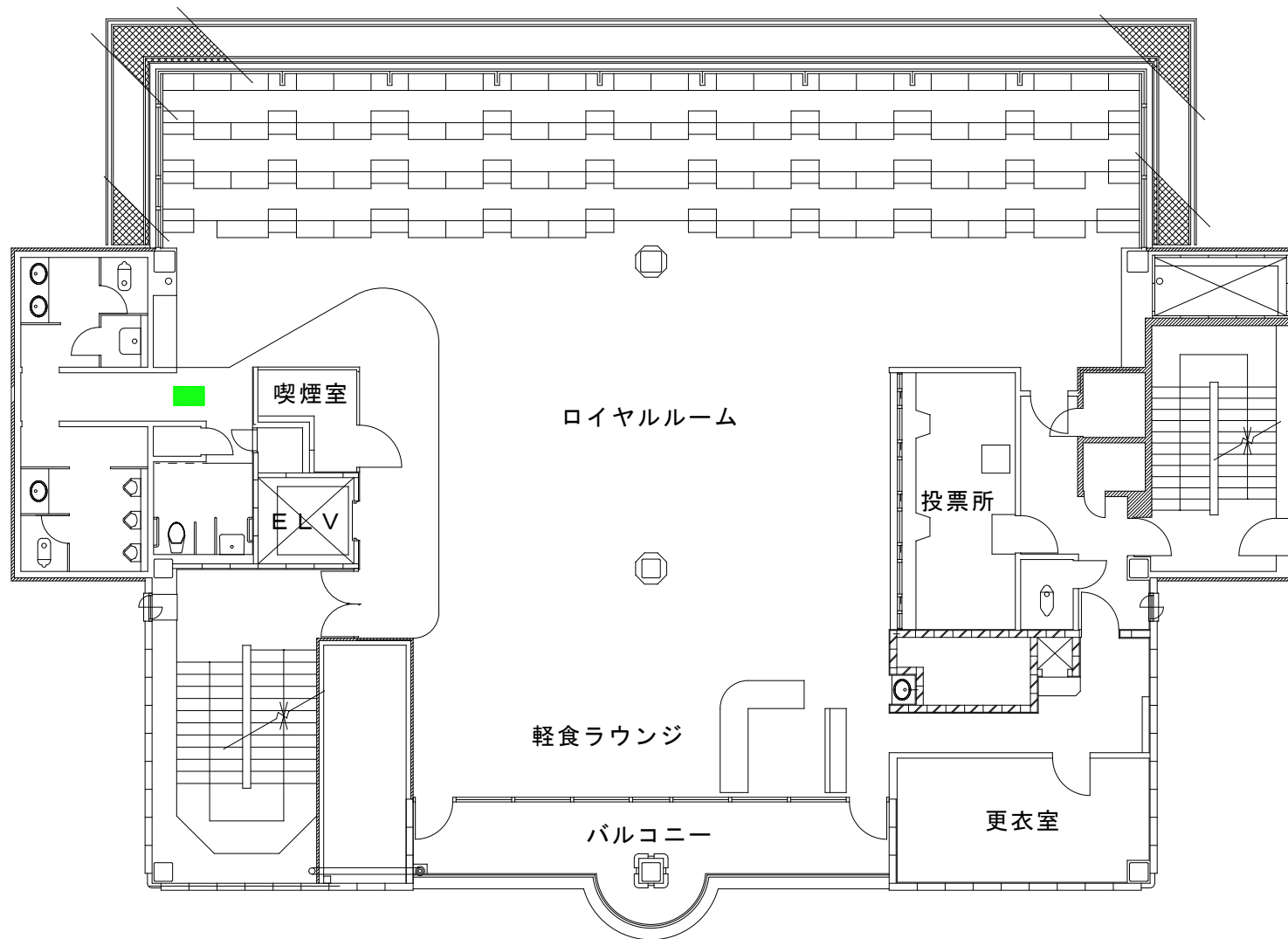


配 置 図

■ : 工事対象範囲

競走場ロイヤルスタンド空調設備改修工事

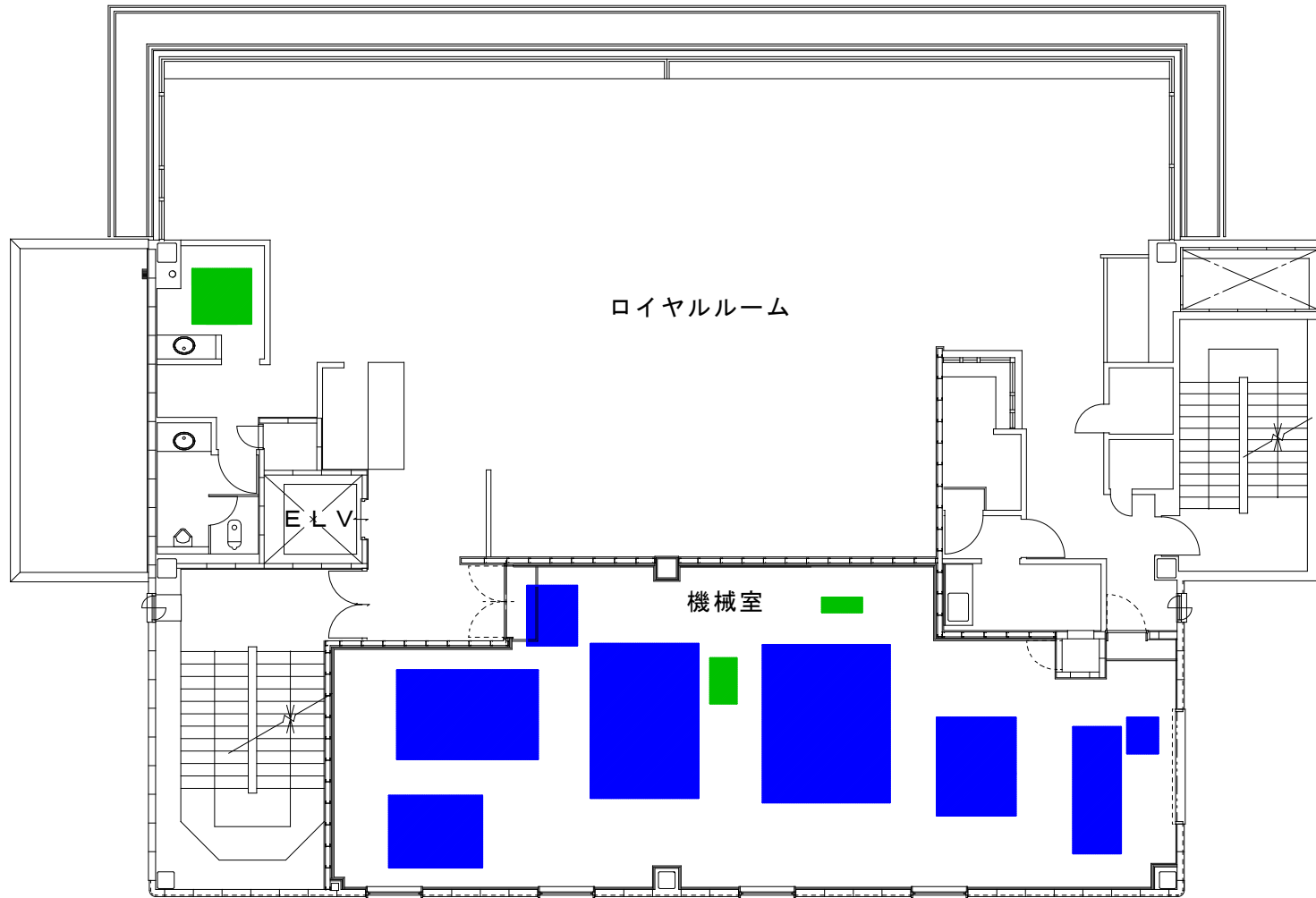




凡例

- : 個別空調機器
- : 中央式空調機器
- : 換気機器

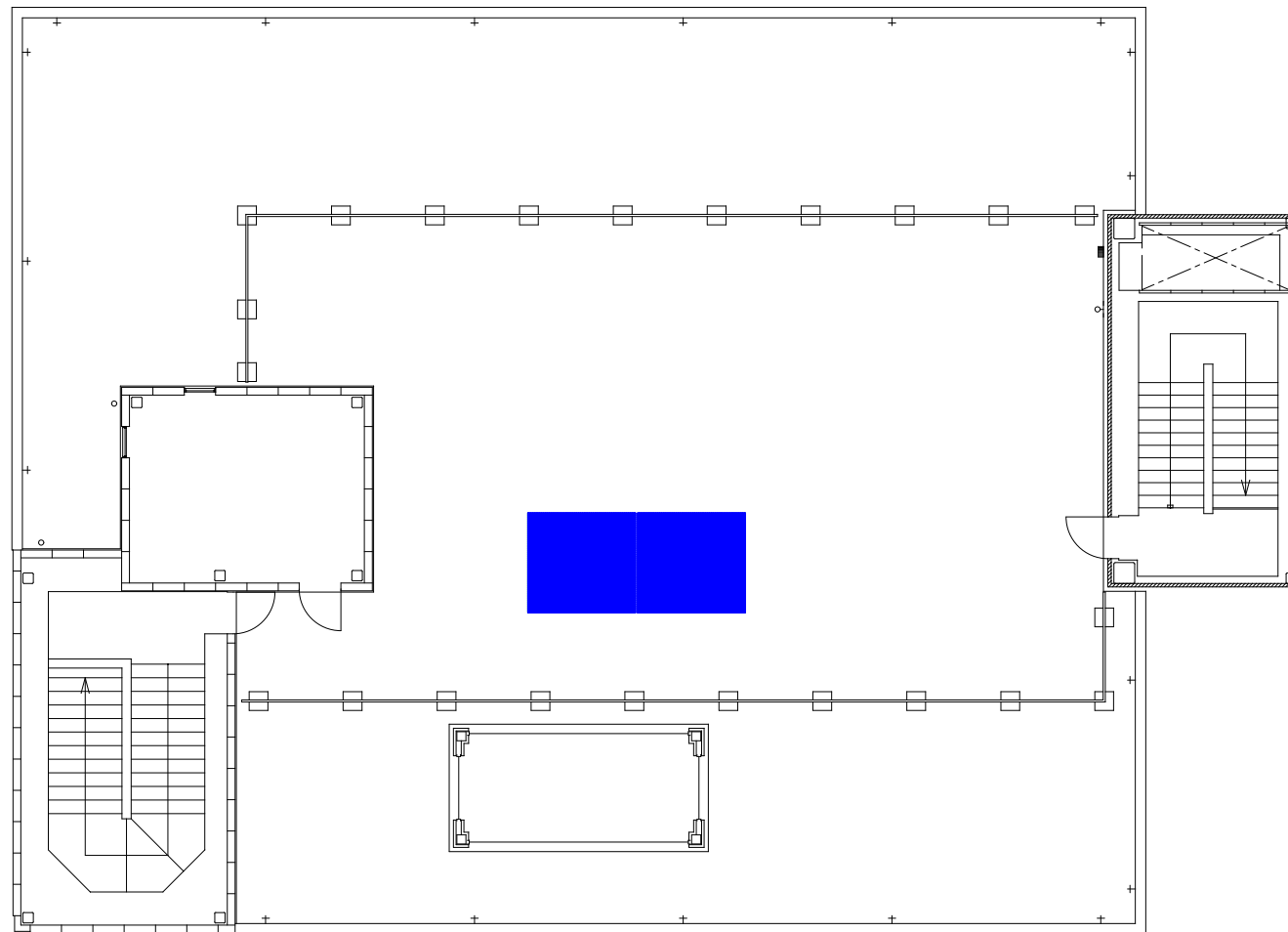
3階平面図



凡例

- : 個別空調機器
- : 中央式空調機器
- : 換気機器

4階平面図



R階平面図

凡例

- : 個別空調機器
- : 中央式空調機器
- : 換気機器

財産の取得(端末管理機能ライセンス)

市立小学校における端末管理機能ライセンスとして、次の財産を取得するものとする。

令和8年9月2日提出

飯塚市長 武 井 政 一

- 1 取得する財産 端末管理機能ライセンス 6,807本
- 2 取得価格 24,335,025円
- 3 契約の相手方 福岡市博多区博多駅前二丁目19番24号
株式会社 大塚商会 九州支店
支店長 梅原 章行
- 4 契約の方法 指名競争入札

提案理由

端末管理機能ライセンスを取得するにあたり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号及び飯塚市議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例(平成18年飯塚市条例第57号)第2条の規定に基づき、本案を提出するものである。

訴えの提起(介護給付費返還請求事件)

民法第703条に基づき介護給付費の返還を求める訴えの提起について、次のとおり議会の議決を求める。

令和8年9月2日提出

飯塚市長 武 井 政 一

- 1 原 告 飯塚市
- 2 被 告 住 所 飯塚市横田700番地1
法人名 株式会社白鳳会
氏 名 XXXXXXXXXX
(対象となる事業所：デイサービス百舞)

3 事件名 介護給付費返還請求事件

4 事件の概要

- (1) 福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所によるデイサービス百舞に対する運営指導後、当事業所を運営する被告株式会社白鳳会は、介護保険給付分3,963,991円を飯塚市に自主返還する旨を記載した改善報告書を県に提出した。
- (2) 福岡県のデイサービス百舞に対する指定取消に伴い、保険者の飯塚市から被告株式会社白鳳会へ自主点検による返還金額の3,963,991円について納付書による納付を令和7年8月29日に通知した。
- (3) 被告株式会社白鳳会に対し返還を求めているが、返還に応じない。

5 議決を求める事由

- (1) 下記を内容とする訴えを福岡地方裁判所飯塚支部に提起すること。
ア 被告株式会社白鳳会 XXXXXXXXXX に対し、当法人が運営するデイサービス百舞の取消以前に過誤調整等で返還する予定だった介護給付費3,963,991円全額を飯塚市に返還すること。
イ 訴訟費用(当該裁判にかかる諸費用)を支払うこと。

- (2) 本件訴え提起後において、必要と認める場合には、和解すること。
- (3) 訴訟の結果について、必要と認める場合には、上訴すること。

提案理由

請求の訴えを提起するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号の規定により、本案を提出するものである。

指定管理者の指定(飯塚市文化会館)

公の施設の指定管理者について、次のとおり指定する。

令和8年9月2日提出

飯塚市長 武 井 政 一

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
飯塚市文化会館
- 2 指定管理者となる団体
福岡県飯塚市飯塚14番66号
公益財団法人 飯塚市教育文化振興事業団
理事長 谷口 宗生
- 3 指定管理者に管理を行わせようとする期間
令和9年4月1日～令和14年3月31日

提案理由

公の施設の指定管理者の指定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。

指定管理者指定議案資料

1 施設の概要

- (1) 施設名称 飯塚市文化会館
- (2) 所在地 飯塚市飯塚14番66号
- (3) 開設時期 平成4年1月11日
- (4) 規模構造 構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨鉄筋コンクリート造
地上4階地下1階建
敷地面積 28,710㎡
延床面積 17,455㎡
- 施設内容 ホール：大ホール(客席 1,504 席)、中ホール(客席 582 席)、
展示ホール(面積 450 ㎡)
会議室等：第 1 会議室、第 2 会議室、特別会議室、和室、
リハーサル室、練習室
附属施設等：広場(面積 1,808 ㎡)、駐車場(収容台数 117 台)

(5) 業務内容

ア 事業に関する業務

- (ア) 芸術文化事業等の実施
- (イ) 文化活動に対する支援・協力
- (ウ) 文化活動に関する情報の収集及び提供等

イ 施設の運営に関する業務

- (ア) 利用者へのサービスに関する業務
- (イ) 貸館に関する業務

ウ 施設の管理に関する業務

- (ア) 建築物の保守管理業務
- (イ) 設備の保守管理業務等

エ その他の業務

- (ア) 文化会館駐車場の管理運営に関する業務
- (イ) 指定期間終了時の事務引継等

2 指定管理者となる団体の概要

(1) 設立年月日 平成3年3月28日

(2) 主な提案業務内容及び事業計画

ア 適切な施設管理運営業務

文化芸術の拠点施設として、最良な状態での施設運営に努め、安心・安全な環境づくりを行う。

イ 貸館業務

施設利用促進の取組を強化し、地域文化振興に寄与する。

ウ 情報発信事業

ホームページ、機関誌「秋桜散歩道」、SNS等を活用して情報発信に努める。

エ 自主文化事業

会館や市内各地区の公共施設等の特性を活かしながら、地域の文化に親しむ機会を広げ、芸術活動や創作活動の活性化につなげる。

(ア) 芸術鑑賞事業(クラシックコンサート等)

(イ) 参加育成事業(少年少女合唱団等)

(ウ) 出前講座事業(市内小中学校、福祉施設での演奏会等)

3 公募及び選定の概要

(1) 公募・非公募の別

非公募

(理由)

市が出捐して設立した公益財団法人である飯塚市教育文化振興事業団と施設の関係が密接不可分にあり、団体の役割と施設の設置目的・機能が一致していることから、その団体が管理運営を行うことにより、安定的・効果的な施設運営が期待できること。また、その実績があること。

4 募集時点での指定管理料上限額(単年度)

165,420 千円(消費税及び地方消費税を含む。)

5 選定評価結果(1,120点満点)

団体名	評価点
公益財団法人 飯塚市教育文化振興事業団	854点

選 定 評 価 書

選 定 基 準	審査項目		配点	公益財団 法人 飯 塚市教育 文化振興 事業団
(1) 指定管理施設の利用に関し不当な差別的取扱いが行われるおそれがないこと			80	63
利用者の平等 な利用の確保	(1) 利用者の平等な利用の確保が図られているか			
個人情報保護 対策	(2) 秘密保持、個人情報保護についての措置が十分とられているか			
(2) 事業計画が指定管理施設の設置目的に即した適切なものであること			80	66
施設の設置目 的の理解	(3) 施設の設置目的の理解がなされているか			
管理運営理 念・方針	(4) 施設の性格や設置目的を踏まえた管理運営に対する理念や基本的方針が示されているか			
(3) 指定管理施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること			560	414
事業計画、方針				
	(5) 事業運営に対する熱意や意欲があるか			
	(6) 施設の利用促進への具体的提案がなされているか			
	(7) サービス向上が見込める提案がなされているか			
	(8) 施設の効用を発揮できる効果的な提案であるか			
	(9) モニタリングに対する考え方は適切であるか			

		(10) 有効的、効果的に情報発信する仕組みとなっているか		
	事業収支計画			
		(11) 収支計画が適正で施設の管理運営に係る経費の縮減が図られているか		
		(12) 見積額		
	地域との連携、社会貢献			
		(13) 地元人材の雇用や障がい者、高齢者の雇用への取組に十分な配慮がなされているか		
		(14) ワークライフバランスの充実や男女共同参画の推進に向けた取組はなされているか		
		(15) 再委託や物品調達などについて市内の企業等の積極的な活用に十分な配慮がなされているか		
		(16) 社会貢献、地域貢献の具体的な取組はあるか		
		(17) 地域の文化振興への具体的な取組はあるか		
		(18) 地域の防災体制への具体的な取組はあるか		
(4) 指定管理施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること				
	業務実績	(19) 同種・同類の業務実績があるか		
	実施体制			
		(20) 団体の運営体制の安定性・継続性は確保できるか	240	191
		(21) 有資格者を含めて人的配置は十分であるか		
		(22) 危機管理体制、安全対策は十分であるか		

		(23) 指定管理者の帰責事由による損害賠償等のリスクに対応できるか		
	経営基盤	(24) 経営基盤（安定性・信頼性・透明性・公平性）は十分であるか		
(5) その他の提案、特色に関する事項			160	120
文化振興の推進				
(25) 自主事業が飯塚市の文化芸術活動の活性化につながる内容となっているか				
(26) 文化活動の情報収集・発信の拠点としての提示が機能的なものとなっているか				
(27) 文化振興のための人材育成に関する内容が適切に示されているか				
(28) 文化振興に関する独創的なアイデアが示されているか				
合 計			1, 120	854
得 点 率 （ 合 計 / 満 点 ）				76. 25%

市道路線の認定

次のとおり市道路線を認定するものとする。

令和8年9月2日提出

飯塚市長 武 井 政 一

提案理由

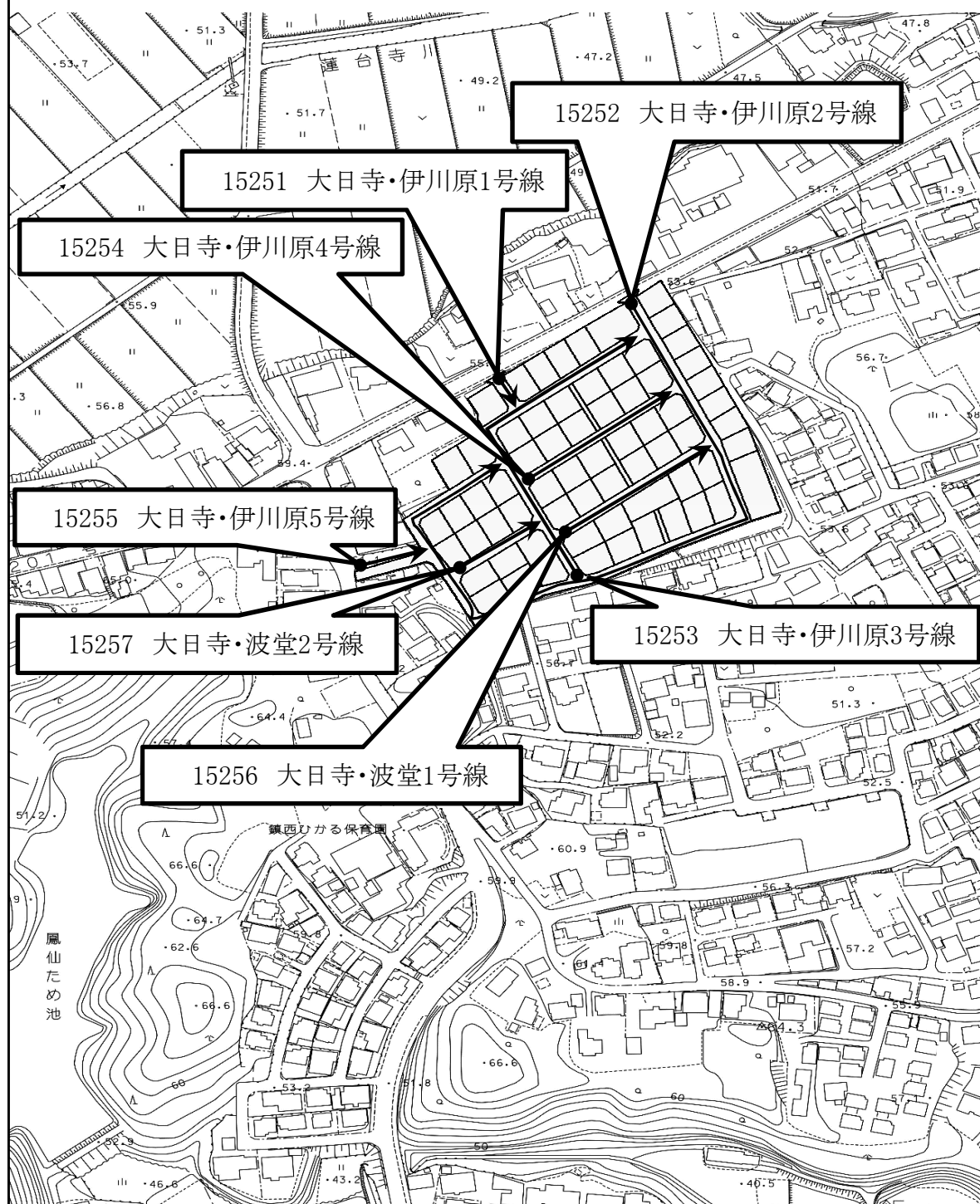
道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項の規定に基づき市道路線を認定するにあたり、同条第2項の規定により議決を求めるものである。

市道認定路線明細

一連 番号	路線 番号	路線名	起点	終点	幅員 (m)	延長 (m)	図面 番号
1	15251	大日寺・伊川原 1 号線	大日寺 558-15 地先	大日寺 558-18 地先	6.6	22.2	No. 1
2	15252	大日寺・伊川原 2 号線	大日寺 558-1 地先	大日寺 558-50 地先	6.2	423.8	No. 1
3	15253	大日寺・伊川原 3 号線	大日寺 512-648 地先	大日寺 558-19 地先	6.1	197.4	No. 1
4	15254	大日寺・伊川原 4 号線	大日寺 558-26 地先	大日寺 558-33 地先	6.3	90.9	No. 1
5	15255	大日寺・伊川原 5 号線	大日寺 572-1 地先	大日寺 558-60 地先	6.3	38.2	No. 1
6	15256	大日寺・波堂 1 号線	大日寺 512-627 地先	大日寺 512-633 地先	6.3	90.1	No. 1
7	15257	大日寺・波堂 2 号線	大日寺 558-54 地先	大日寺 512-643 地先	6.4	49.8	No. 1
8	33623	若菜・梅ノ垣線	若菜 84-8 地先	若菜 91-8 地先	6.2	147.6	No. 2
9	43452	綱分・関ノ山 6 号線	綱分 531-6 地先	綱分 531-9 地先	7.4	52.2	No. 3
				合 計		1,112.2	

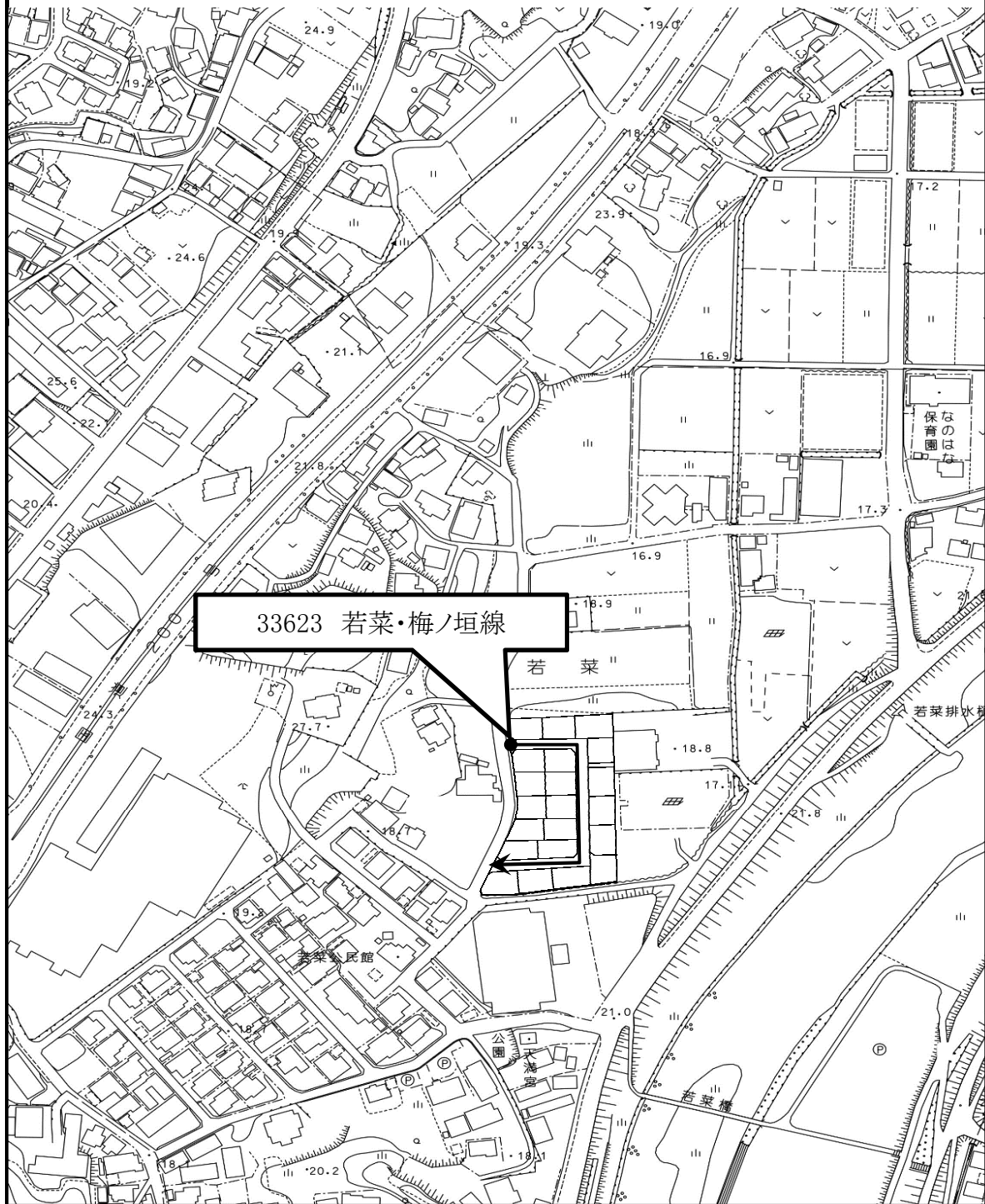
市道認定路線図

No. 1



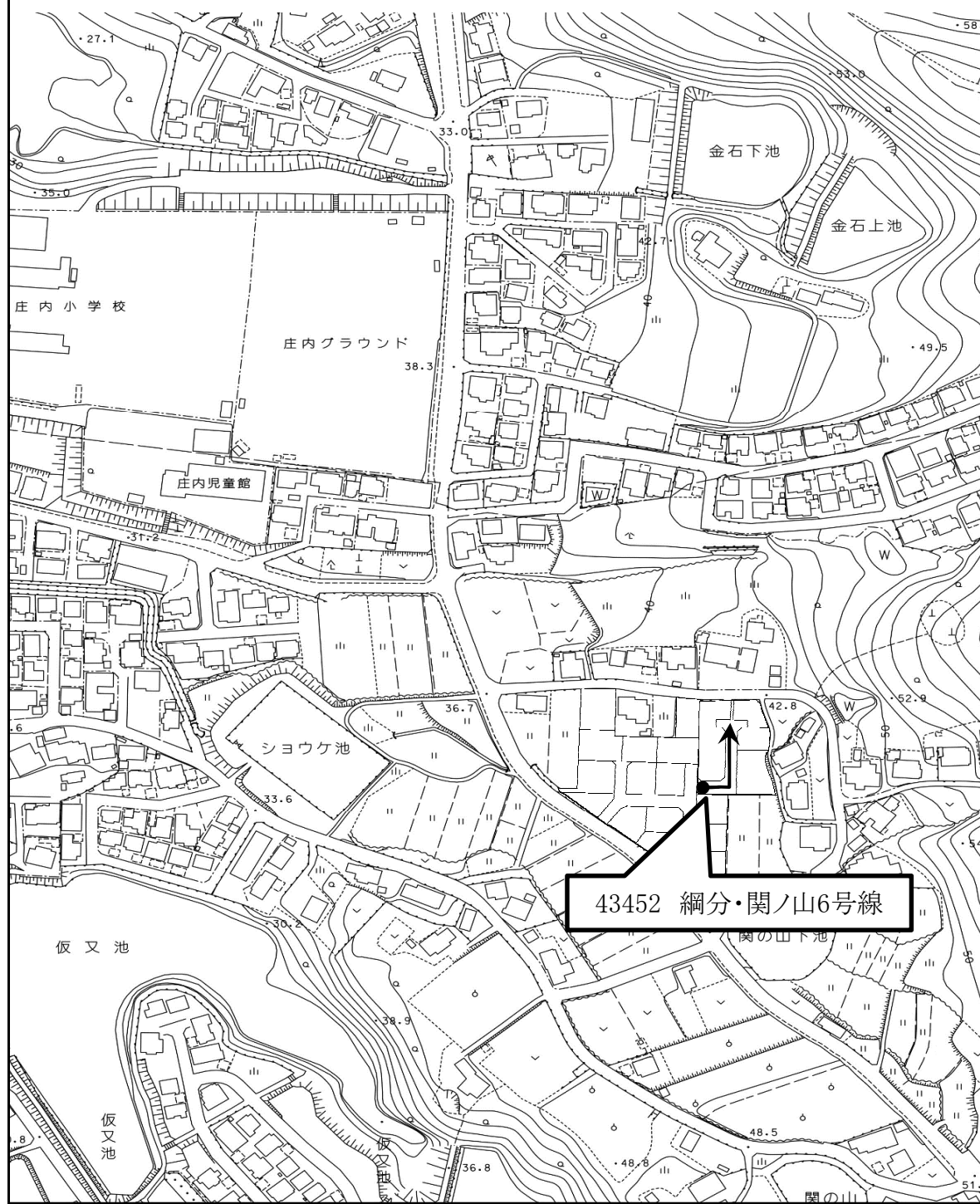
市道認定路線図

No. 2



市道認定路線図

No. 3



令和7年度飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和7年度飯塚市一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年9月2日提出

飯塚市長 武 井 政 一

令和7年度飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和7年度飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年9月2日提出

飯塚市長 武 井 政 一

令和7年度飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和7年度飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年9月2日提出

飯塚市長 武 井 政 一

令和7年度飯塚市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和7年度飯塚市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年9月2日提出

飯塚市長 武 井 政 一

令和7年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認定

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和7年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年9月2日提出

飯塚市長 武 井 政 一

令和7年度飯塚市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和7年度飯塚市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年9月2日提出

飯塚市長 武 井 政 一

令和7年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和7年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年9月2日提出

飯塚市長 武 井 政 一

令和7年度飯塚市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和7年度飯塚市駐車場事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年9月2日提出

飯塚市長 武 井 政 一

令和7年度飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和7年度飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年9月2日提出

飯塚市長 武 井 政 一

令和7年度飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和7年度飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年9月2日提出

飯塚市長 武 井 政 一

令和7年度飯塚市水道事業会計決算の認定

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、令和7年度飯塚市水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年9月2日提出

飯塚市長 武 井 政 一

令和7年度飯塚市工業用水道事業会計決算の認定

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、令和7年度飯塚市工業用水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年9月2日提出

飯塚市長 武 井 政 一

令和7年度飯塚市下水道事業会計決算の認定

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、令和7年度飯塚市下水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年9月2日提出

飯塚市長 武 井 政 一

令和7年度飯塚市立病院事業会計決算の認定

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、令和7年度飯塚市立病院事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年9月2日提出

飯塚市長 武 井 政 一

専決処分の報告(物損事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)

令和8年7月17日に地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、物損事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和8年9月2日提出

飯塚市長 武 井 政 一

損害賠償の額 341,000円

1 事故発生の日時、場所

令和8年6月21日(日)午後5時00分頃

飯塚市鹿毛馬地内

2 事故の概要

財産活用課所管の市有地の樹木が倒れ、相手方所有のテレビ受信ケーブルを損壊させたもの。

3 損害の状況

物的損害 相手方 テレビ受信ケーブルの損壊

4 示談の内容

(1) この事故に係る過失割合は、市100%、相手方0%とする。

(2) 双方の過失割合に基づき、市は、損害賠償額として341,000円を相手方に支払う。

(3) 双方は、本件事故について今後いかなる事情が発生しても、裁判上又は裁判外において、一切の異議申立て又は請求をしない。

5 損害額及び賠償負担額(区分)

区 分		損 害 額	負 担 区 分	
			市 過失割合100%	相手方 過失割合0%
相手方	修理費用	341,000円	341,000円	0円

6 事故現場見取図



専決処分の報告(公用車による物損事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)

令和8年7月22日に地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、公用車による物損事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和8年9月2日提出

飯塚市長 武 井 政 一

損害賠償の額 228,250円

1 事故発生の日時、場所

令和8年2月24日(火)午後1時30分頃

飯塚市鶴三緒地内

2 事故の概要

生活支援課職員が巡回訪問中、交差点を右折しようとしたところ、交差点内のポストコーンに車両が接触し、ポストコーンを損傷させたもの。

3 損害の状況

物的損害 相手方 ポストコーンの損傷

市側 なし

4 示談の内容

(1) この事故に係る過失割合は、市100%、相手方0%とする。

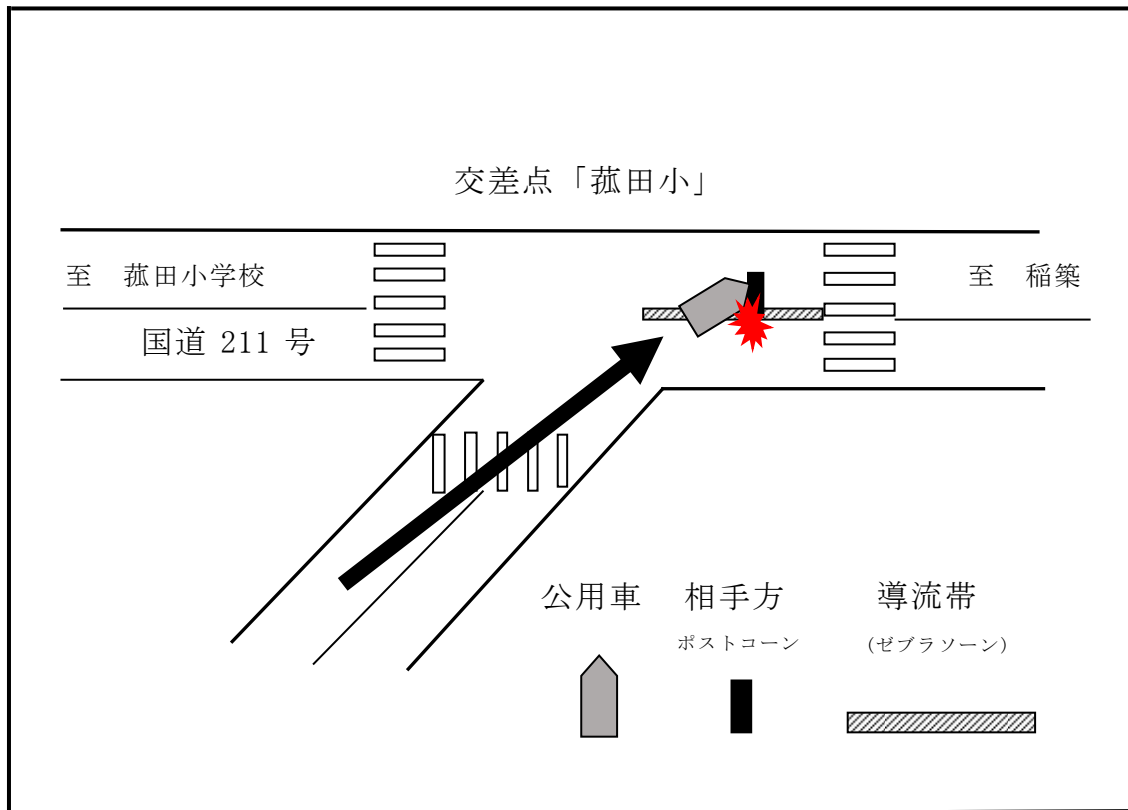
(2) 双方の過失割合に基づき、市は、損害賠償額として228,250円を相手方に支払う。

(3) 双方は、本件事故について今後いかなる事情が発生しても、裁判上又は裁判外において、一切の異議申立て又は請求をしない。

5 損害額及び賠償負担額(区分)

区 分		損 害 額	負 担 区 分	
			市 過失割合 100%	相手方 過失割合 0%
相手方	修繕料	228,250 円	228,250 円	0 円

6 事故現場見取図



専決処分の報告(市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定める
こと及びこれに伴う和解)

令和8年8月7日に地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、
市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解につい
て専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和8年9月2日提出

飯塚市長 武 井 政 一

損害賠償の額 18,600円

1 事故発生の日時、場所

令和8年7月1日(水)午後10時00分頃

飯塚市秋松地内 市道 秋松・湊ヶ久保2号線

2 事故の概要

相手方が市道を北方面から南方面へ走行中、道路上にできたポットホールを通
過した際、車両右前のタイヤを損傷させたもの。

3 損害の状況

物的損害 相手方 車両右前タイヤ損傷

4 示談の内容

(1) この事故に係る過失割合は、市60%、相手方40%とする。

(2) 双方の過失割合に基づき、市は、損害賠償額として18,600円を相手方に支払
う。

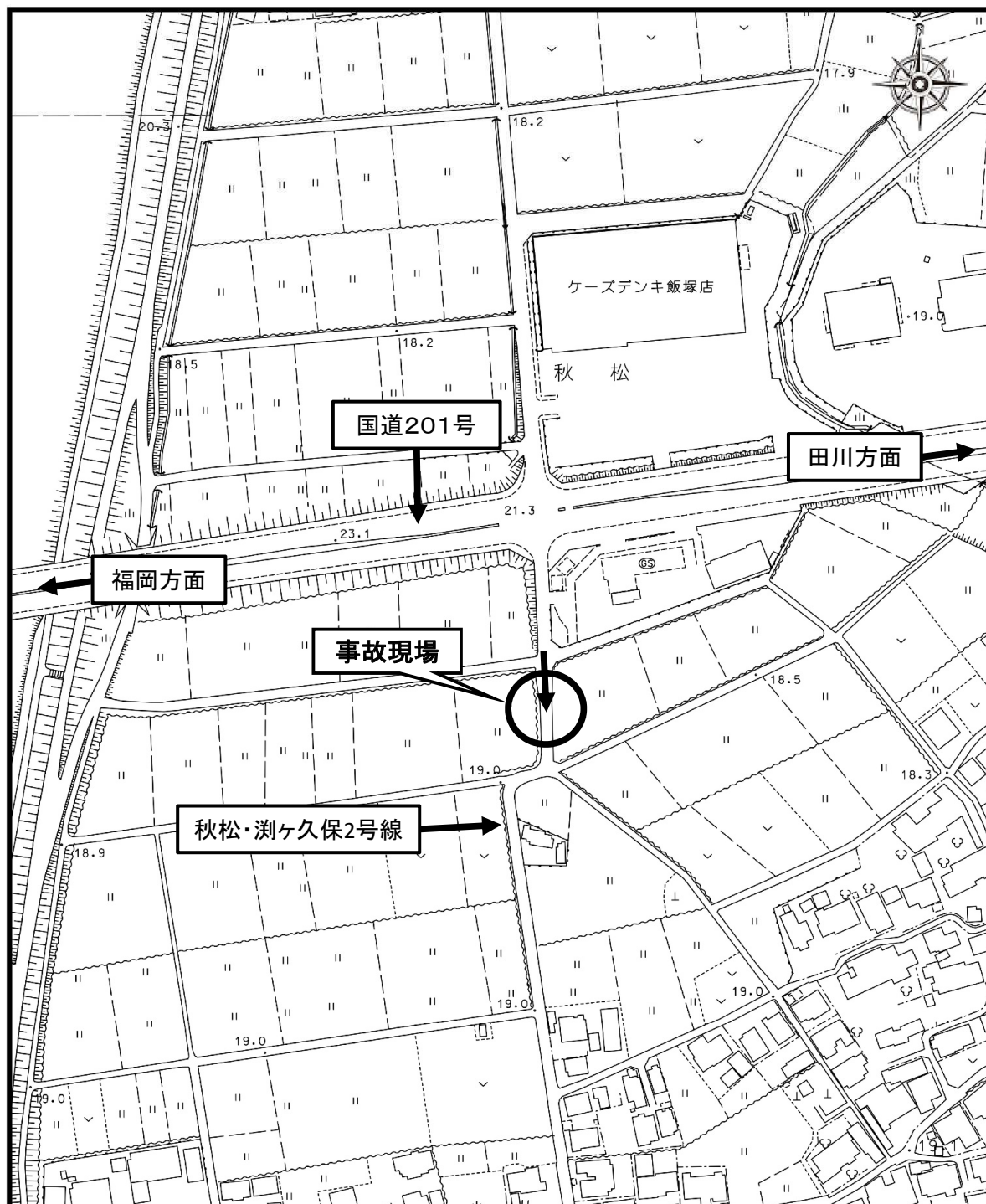
(3) 双方は、本件事故について今後いかなる事情が発生しても、裁判上又は裁判
外において、一切の異議申立て又は請求をしない。

5 損害額及び賠償負担額(区分)

区 分		損 害 額	負 担 区 分	
			市 過失割合 60%	相手方 過失割合 40%
相手方	タイヤ取替費用	31,000 円	18,600 円	12,400 円

6 事故現場見取図 別紙のとおり

事故現場見取図



専決処分の報告(市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)

令和8年8月4日に地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和8年9月2日提出

飯塚市長 武 井 政 一

損害賠償の額 11,644円

1 事故発生の日時、場所

令和8年6月29日(月)午前6時00分頃

飯塚市大分地内 市道 鶯塚・中野線

2 事故の概要

相手方が市道を西方面から東方面へ走行中、道路上にできたポットホールを通過した際、車両左前のタイヤを損傷させたもの。

3 損害の状況

物的損害 相手方 車両左前タイヤ損傷

4 示談の内容

(1) この事故に係る過失割合は、市50%、相手方50%とする。

(2) 双方の過失割合に基づき、市は、損害賠償額として11,644円を相手方に支払う。

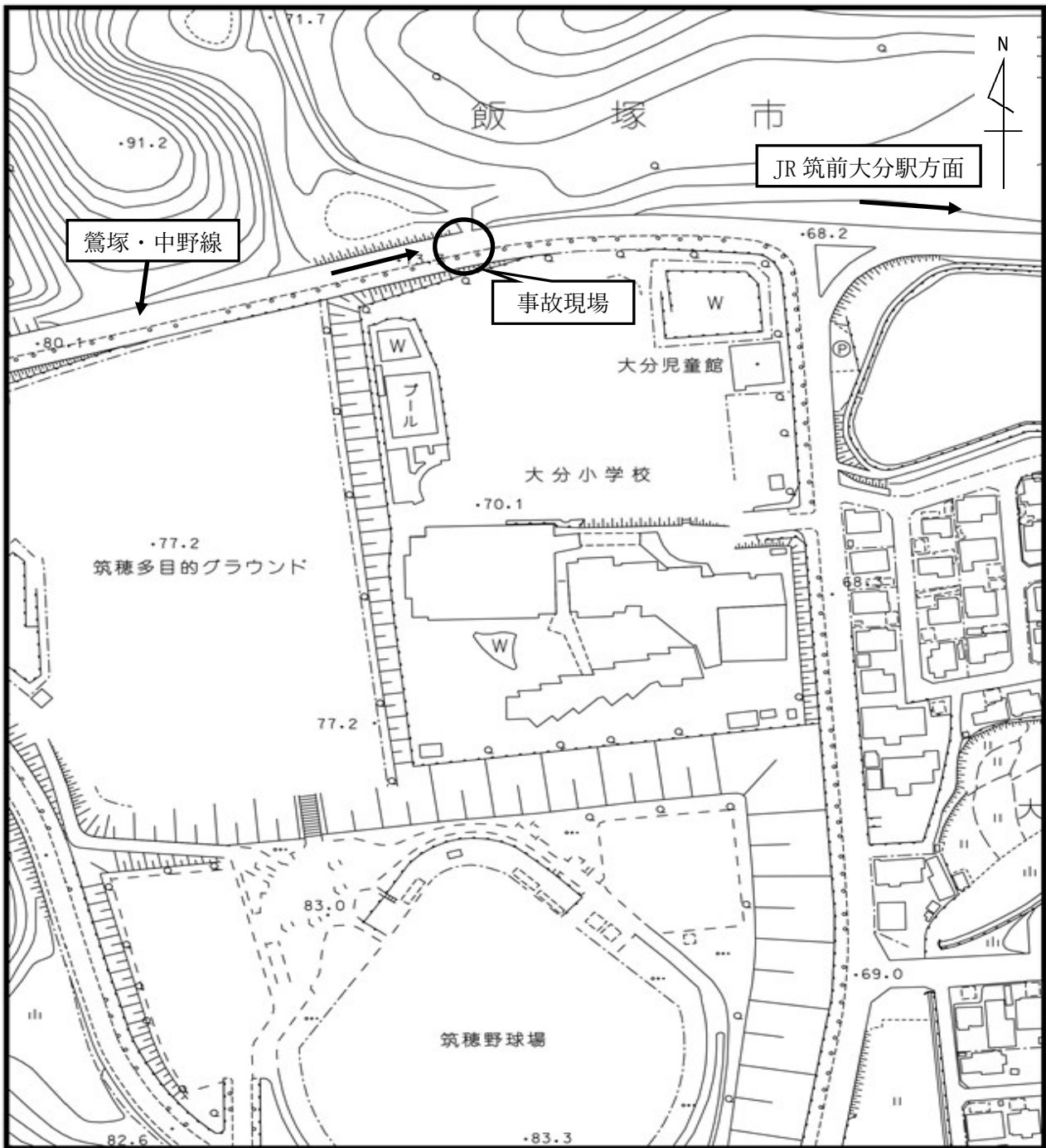
(3) 双方は、本件事故について今後いかなる事情が発生しても、裁判上又は裁判外において、一切の異議申立て又は請求をしない。

5 損害額及び賠償負担額(区分)

区 分		損 害 額	負 担 区 分	
			市 過失割合 50%	相手方 過失割合 50%
相手方	タイヤ取替費用	23,287 円	11,644 円	11,643 円

6 事故現場見取図 別紙のとおり

事故現場見取図



専決処分の報告(市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)

令和8年8月4日に地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和8年9月2日提出

飯塚市長 武 井 政 一

損害賠償の額 61,500円

1 事故発生の日時、場所

令和8年6月29日(月)午前7時30分頃

飯塚市大分地内 市道 鶯塚・中野線

2 事故の概要

相手方が市道を西方面から東方面へ走行中、道路上にできたポットホールを通過した際、車両左側前後のタイヤ及びタイヤホイールを損傷させたもの。

3 損害の状況

物的損害 相手方 車両左側前後のタイヤ及びタイヤホイール損傷

4 示談の内容

(1) この事故に係る過失割合は、市50%、相手方50%とする。

(2) 双方の過失割合に基づき、市は、損害賠償額として61,500円を相手方に支払う。

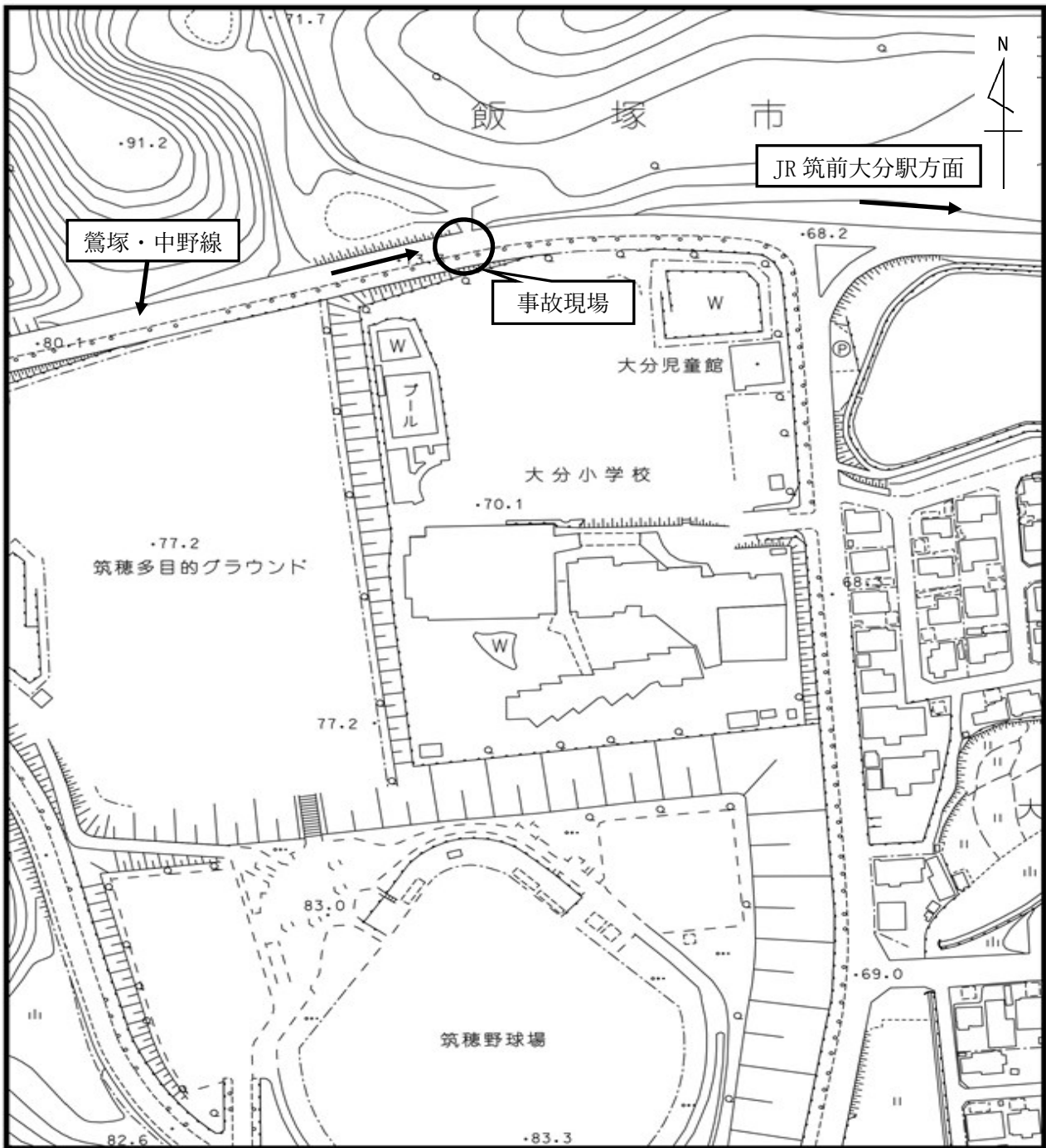
(3) 双方は、本件事故について今後いかなる事情が発生しても、裁判上又は裁判外において、一切の異議申立て又は請求をしない。

5 損害額及び賠償負担額(区分)

区 分		損 害 額	負 担 区 分	
			市 過失割合 50%	相手方 過失割合 50%
相手方	タイヤ及びタイヤホイール 取替費用	123,000 円	61,500 円	61,500 円

6 事故現場見取図 別紙のとおり

事故現場見取図



専決処分の報告(交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)

令和8年7月10日に地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和8年9月2日提出

飯塚市長 武 井 政 一

損害賠償の額 74,432円

1 事故発生の日時、場所

令和8年4月15日(水)午後2時5分頃

飯塚市長尾地内 筑穂支所駐車場内

2 事故の概要

農業委員会職員が筑穂支所へ向かうため、駐車場に徐行しながら右折進入したところ、市車両の右後方から発進してきた相手方車両の左前方部分が、市車両の右後方部に接触し、双方の車両が損傷したものの。

3 損害の状況

物的損害 相手方 フロントバンパーカバー、左フロントフェンダ、

左ヘッドランプ損傷

市側 右リアバンパー損傷

4 示談の内容

(1) この事故に係る過失割合は、市30%、相手方70%とする。

(2) 市の損害賠償額74,432円と相手方の損害賠償額112,000円を相殺し、相手方は市に対し、金37,568円を支払う。

(3) 双方は、本件事故について今後いかなる事情が発生しても、裁判上又は裁判外において、一切の異議申立て又は請求をしない。

5 損害額及び賠償負担額(区分)

区 分		損 害 額	負 担 区 分	
			市 過失割合 30%	相手方 過失割合 70%
相手方	車両修繕料	248,105 円	74,432 円	173,673 円
市	車両修繕料	160,000 円	48,000 円	112,000 円

6 事故現場見取図



専決処分 of 報告(市営住宅の管理上必要な訴えの提起)

令和8年7月31日に地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、市営住宅の管理上必要な訴えの提起について専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和8年9月2日提出

飯塚市長 武 井 政 一

建物明渡し等請求事件

1 事件の概要

- (1) 松本住宅居住の1名(市営住宅使用料14月494,900円滞納)、花瀬住宅居住の1名(市営住宅使用料29月742,200円滞納)の計2名については、長期間市営住宅使用料を滞納し、催告したにもかかわらず納入せず、また、協議のための呼出しにも応じない。

このため、福岡地方裁判所飯塚支部に市営住宅の明渡し等の訴えを提起したものである。

- (2) 上三緒団地住宅居住の1名(市営住宅使用料等79月1,146,400円滞納)については、長期間市営住宅使用料等を滞納し、催告したにもかかわらず納入せず、また、協議のための呼出しにも応じない。

このため、福岡地方裁判所飯塚支部に市営住宅の明渡し等の訴えを提起したものである。

- (3) 久世ヶ浦住宅居住の1名(市営住宅使用料25月525,900円、市営駐車場使用料25月51,500円、計50月577,400円滞納)については、長期間市営住宅使用料及び市営駐車場使用料を滞納し、催告したにもかかわらず納入せず、また、協議のための呼出しにも応じない。

このため、福岡地方裁判所飯塚支部に市営住宅の明渡し等の訴えを提起したものである。

2 被告に対する請求

- (1) 松本住宅居住1名、花瀬住宅居住1名
 - ア 市営住宅の明渡し
 - イ 未払市営住宅使用料の支払
 - ウ 賃貸借契約解除の日から明渡しの日までの損害金の支払
 - エ 訴訟費用(当該裁判に係る諸費用)の支払
- (2) 上三緒団地住宅居住1名
 - ア 市営住宅の明渡し
 - イ 未払市営住宅使用料等の支払
 - ウ 賃貸借契約解除の日から明渡しの日までの損害金の支払
 - エ 訴訟費用(当該裁判に係る諸費用)の支払
- (3) 久世ヶ浦住宅居住1名
 - ア 市営住宅の明渡し
 - イ 未払市営住宅使用料の支払
 - ウ 賃貸借契約解除の日から明渡しの日までの損害金の支払
 - エ 未払市営駐車場使用料の支払
 - オ 訴訟費用(当該裁判に係る諸費用)の支払

専決処分 of 報告(市営住宅の管理上必要な和解の申立て)

令和8年7月31日に地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、市営住宅の管理上必要な和解の申立てについて専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和8年9月2日提出

飯塚市長 武井政一

家賃等請求和解申立事件

1 事件の概要

- (1) 上三緒団地住宅居住の1名(市営住宅使用料等55月593,400円滞納)、目尾第2住宅居住の1名(市営住宅使用料等58月972,900円滞納)、山内第2住宅居住の1名(市営住宅使用料等86月1,844,700円滞納)の計3名については、市営住宅使用料等を滞納し催告したにもかかわらず納入しなかったため、契約解除を通知したところ、態度を改め和解の意思を示した。

このため、飯塚簡易裁判所に和解を申し立てたものである。

- (2) 菰田住宅居住の1名(市営住宅使用料等52月1,220,320円、市営駐車場使用料等40月80,780円、計92月1,301,100円滞納)については、市営住宅使用料等及び市営駐車場使用料等を滞納し催告したにもかかわらず納入しなかったため、契約解除を通知したところ、態度を改め和解の意思を示した。

このため、飯塚簡易裁判所に和解を申し立てたものである。

2 和解条件

- (1) 上三緒団地住宅居住1名、目尾第2住宅居住1名、山内第2住宅居住1名

ア 滞納市営住宅使用料等を分割し、毎月支払

イ 今後の市営住宅使用料について毎月納期限までに支払

ウ 分割納入を2回怠った場合又は市営住宅使用料の支払を通算して3月分以上怠った場合は、市営住宅を明け渡し、市営住宅使用料等(滞納分含む。)全額を即座に支払

(2) 菰田住宅居住1名

ア 滞納市営住宅使用料等、滞納駐車場使用料等を分割し、毎月支払

イ 今後の市営住宅使用料、市営駐車場使用料について毎月納期限までに支払

ウ 分割納入を2回怠った場合又は市営住宅使用料及び市営駐車場使用料の支払を通算して3月分以上怠った場合は、市営住宅及び市営駐車場を明け渡し、市営住宅使用料等(滞納分含む。)及び市営駐車場使用料等(滞納分含む。)全額を即座に支払

継続費精算報告書の報告(令和7年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計)

令和7年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計継続費の精算を地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第145条第2項の規定により報告する。

令和8年9月2日提出

飯塚市長 武 井 政 一

令和7年度 継続費精算報告書(小型自動車競走事業特別会計)

(単位：円)

款	項	事業名	年度	全 体 計 画					実 績					比 較				
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳				支出済額	左 の 財 源 内 訳				年割額と 支出済額の 差	左 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他			国県支出金	地 方 債	そ の 他			国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 競走費	3 管理費	メインスタンド整備事業	令和3	699,617,000	0	699,600,000	0	17,000	206,494,598	0	206,400,000	0	94,598	△ 493,122,402	0	△ 493,200,000	0	77,598
			令和4	1,192,313,000	56,185,000	936,100,000	200,000,000	28,000	1,549,402,184	21,207,000	1,401,000,000	0	127,195,184	357,089,184	△ 34,978,000	464,900,000	△ 200,000,000	127,167,184
			令和5	644,459,000	28,092,000	616,300,000	0	67,000	220,009,210	28,301,000	0	0	191,708,210	△ 424,449,790	209,000	△ 616,300,000	0	191,641,210
			令和6	615,106,000	28,092,000	587,000,000	0	14,000	735,426,000	119,739,000	400,000,000	0	215,687,000	120,320,000	91,647,000	△ 187,000,000	0	215,673,000
			令和7	451,674,000	28,095,000	423,500,000	0	79,000	884,294,319	7,488,000	562,200,000	0	314,606,319	432,620,319	△ 20,607,000	138,700,000	0	314,527,319
			計	3,603,169,000	140,464,000	3,262,500,000	200,000,000	205,000	3,595,626,311	176,735,000	2,569,600,000	0	534,684,992	△ 7,542,689	36,271,000	△ 692,900,000	△ 200,000,000	534,479,992

令和7年度健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、令和7年度健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率を別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和8年9月2日提出

飯塚市長 武 井 政 一

健全化判断比率

(単位：％)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
令和7年度算定値	—	—	6.7	—
早期健全化基準	11.57	16.57	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

※実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は「—」で表示

公営企業の資金不足比率

(単位：％)

	資金不足比率
飯塚市水道事業会計	—
飯塚市工業用水道事業会計	—
飯塚市立病院事業会計	—
飯塚市下水道事業会計	—
飯塚市地方卸売市場事業特別会計	—
飯塚市農業集落排水事業特別会計	—
飯塚市工業用地造成事業特別会計	—

※資金不足額がない場合は「—」で表示